

第 6 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成24年10月29日

(平成23年度決算)

(企業局・病院局・教育委員会)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 6 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成24年10月29日(月曜日)

午前10時3分開議
 午前11時25分休憩
 午前11時33分開議
 午後0時18分休憩
 午後1時23分開議
 午後2時23分休憩
 午後2時30分開議
 午後3時43分閉会

委員 佐藤 雅 司
 委員 西 聖 一
 委員 早 田 順 一
 委員 浦 田 祐三子
 委員 高 野 洋 介
 委員 東 充 美
 委員 前 田 憲 秀

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

本日の会議に付した事件

- 議案第31号 平成23年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第35号 平成23年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第38号 平成23年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第47号 平成23年度熊本県病院事業会計決算の認定について
- 議案第48号 平成23年度熊本県電気事業会計中小水力発電開発改良積立金の目的外使用及び決算の認定について
- 議案第49号 平成23年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について
- 議案第50号 平成23年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について

説明のため出席した者

企業局

局長 河 野 靖
 次長兼総務経営課長 古 里 政 信
 工務課長 福 原 俊 明
 発電総合管理所長 武 田 裕 之

病院局

病院事業管理者 向 井 康 彦
 総院長 岩 谷 典 学
 首席審議員兼院長 濱 元 純 一
 総務経営課長 田 原 牧 人

教育委員会

教育長 田 崎 龍 一
 教育理事 松 葉 成 正
 教育総務局長 松 永 正 男
 教育指導局長 瀬 口 春 一
 教育政策課長 田 中 信 行
 学校人事課長 柳 田 誠 喜
 社会教育課長 石 川 仙 太 郎
 文化課長 小 田 信 也
 首席審議員兼施設課長 後 藤 泰 之
 高校教育課長 上 川 幸 俊
 義務教育課長 緒 方 明 治
 特別支援教育課長 高 橋 次 郎
 人権同和教育課長 池 田 一 也
 体育保健課長 城 長 眞 治

出席委員(12人)

委員長 井 手 順 雄
 副委員長 池 田 和 貴
 委員 西 岡 勝 成
 委員 荒 木 章 博
 委員 重 村 栄

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 東 泰 治
会計課長 福 島 裕

監査委員事務局職員出席者

局 長 本 田 惠 則
監査監 藤 本 耕 二
監査監 瀬 戸 浩 一

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 一 博
議事課課長補佐 平 田 裕 彦
議事課主幹 浦 田 光 典

午前10時3分開議

○井手順雄委員長 時間が参りましたので、ただいまから第6回決算特別委員会を開催いたします。

本日は、午前中に企業局と病院局の審査を行い、その後、午後1時5分から教育委員会の審査を行うこととしております。

それでは、これより企業局の審査を行います。

まず、企業局長から決算概要の説明をお願いいたします。

河野企業局長。

○河野企業局長 皆さん、おはようございます。企業局でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは座って説明させていただきます。よろしいでしょうか。

○井手順雄委員長 どうぞ。

○河野企業局長 まず、平成23年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、企業局

関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

企業局に係る個別事項は3点でございますが、まず1点目、「荒瀬ダム撤去に伴う経費については、地域自主戦略交付金等の活用や撤去費のコスト縮減により資金不足額が減少したが、期待されている国の支援策が整っておらず、なお資金不足は解消されていないことから、国に対して財政支援を強力に求めるとともに、企業局においても経営努力を行い、その解消を図ること。」についてであります。

荒瀬ダムの撤去資金につきましてですが、道路かさ上げ、路側構造物補強等への社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の活用、撤去費用のコスト縮減、企業局の経営努力に加えまして、新たに環境省の生物多様性保全回復整備事業の対象とされたことから、撤去資金の不足はおおむね解消できる見込みとなりました。

荒瀬ダム撤去は、6年間継続する工事でありまして、今後も国の継続的な支援を求めていくこととしております。

次に2点目は、「阿蘇車帰風力発電施設については、電力供給実績は平成21年度から平成22年度にかけて、14.5%改善しているものの、依然として採算が取れない状況は変わらないことから、発電機器のトラブル防止に十分配慮しつつ、更に稼働率の向上を図ること。」についてであります。

平成22年度に局内で収支改善検討プロジェクトを設置いたしまして、運転制限を緩和するための調査検討を行い、平成23年度から制限緩和を行って稼働率向上に努めてまいりました。その結果、実績供給電力量につきましては、平成23年度は前年度の実績に対して23.5%の増加となっております。

今後も、さらなる稼働率の向上に取り組んでいくこととしております。

次に3点目は、「有明工業用水道事業につ

いては、経営改善のため、竜門ダムの維持管理に係る経費負担等について国の財政支援を強く求めるとともに、関係部局との連携強化を図り、工業用水需要の確保など、抜本的な経営改善に努めること。」についてであります。

まず、竜門ダムの維持管理に係る経費負担等に対する国の財政支援についてですが、国の施策等に関する提案におきまして、産業政策上の支援措置として、給水コストが著しく高額となった事業に対する財政支援制度や、完成後のダム事業からの撤退、縮小に係る費用分担ルールの策定を要望しているところであります。

次に、工業用水需要の確保につきましては、平成23年6月に県の商工観光労働部、荒尾市、長洲町及び企業局で構成する有明工水需要開拓推進会議を設置し、現在、各組織が連携を強化して、積極的な誘致活動に取り組んでおります。

特に、本年度から商工観光労働部と連携し、工業用水を利用する誘致企業に対する補助制度を創設するとともに、荒尾市の大島地先への企業立地に備えまして、配管延伸の詳細設計にも着手いたしました。

そのほかにも、浄水場で発生する土の有効利用による処分費用の削減など、収入・支出両面から経営改善に取り組んでおります。

続きまして、23年度の電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の3事業会計の決算の概要について御説明申し上げます。

まず電気事業であります。収入は14億2,500万円余、支出は17億7,300万円余で、差し引き3億4,700万円余の純損失となりました。前年度の4億8,300万円余の純損失と比較いたしまして、1億3,600万円余の純損失の減少となっております。

次に、工業用水道事業であります。有明、八代、苓北の3工業用水道事業会計で、収入7億4,000万円余、支出9億2,500万円余で、

差し引き1億8,400万円余の純損失となりました。

3工業用水道事業を個別に見てみますと、八代は206万円余、苓北は2,600万円余の利益を確保いたしましたが、有明につきましては2億1,300万円余の赤字となっております。

有明、八代につきましては、依然として多量の未利用水を抱え厳しい経営状況となっており、工業用水道事業の平成23年度累積欠損金は85億6,000万円余に上っているところであります。

最後に、有料駐車場事業であります。収入1億300万円余、支出6,200万円余で、差し引き4,000万円余の純利益になりました。

県営有料駐車場は熊本市中心部に位置しまして、24時間営業の駐車場として利用者に定着しておりまして、毎年度黒字を維持しているところであります。

以上が決算の概要ですが、詳細につきましては次長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井手順雄委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いいたします。松見監査委員。

○松見監査委員 おはようございます。監査委員の松見でございます。座ったままでの説明を、お許しください。

企業局の決算審査結果について、要約して御説明申し上げます。

お手元に置いております決算審査意見書、これの1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページの第2、審査の結果でございますが、平成23年度の熊本県公営企業会計の決算諸表は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示していると認めております。

次に、第3の審査意見でございますけれども、恐れ入ります8ページをお開きいただき

たいと思います。

8ページの第3の審査意見でございますけれども、全ての事業につきまして経営の基本原則にのっとり、おおむね適正に運営されております。

1の電気事業におきましては、3億4,700万円の純損失となりましたけれども、これは荒瀬ダム撤去に関する部分を除きますと9,600万円の純利益が出ており、次年度以降も当該純利益を確保するために、経費節減を含む経営努力が必要でございます。

また、荒瀬ダムの撤去費用につきましては、企業局の経営努力を初め国の地域自主戦略交付金の活用や撤去コストの縮減により、撤去資金不足につきましてはおおむね解消できる見込みとなっております。

今後は、荒瀬ダム撤去計画を着実に進めていくとともに、撤去資金について適切な管理を行っていく必要がございます。

なお、風力発電につきましては、風況の実証実験の結果に基づき運転制限を見直した結果、供給電力量は増加傾向を示したものの、依然として供給電力量は計画供給電力量の6割程度にとどまっておりますので、引き続き計画供給電力量の確保対策について検討を進める必要がございます。

2の工業用水道事業につきましては、八代及び有明の両工業用水において多くの未利用水を抱えており、依然として厳しい状況が続いております。

決算状況も、有明工業用水道事業における竜門ダム関連費用の負担が大きく、1億8,000万円の純損失を計上し、累積欠損金は85億7,000万円となっております。

今後とも、国に対して竜門ダム関係諸経費の負担軽減の要望を継続的に行うとともに、再建計画を着実に進め、3水道事業全てにおいて、企業立地部門や関係市町と連携し、工業用水需要の確保、開拓に努めていく必要がございます。

3の有料駐車場事業におきましては、利用台数は減少傾向にございますが、常に35%を超える高い営業利益率を保ち、健全経営を維持しております。引き続き、定期駐車や提携先などの需要を開拓し、安定した利用台数の確保に努めるとともに、料金の設定方法を工夫するなど、県民が利用しやすい駐車場としてサービスの向上を図っていく必要がございます。

以上が、企業局の決算審査意見書の要約でございます。

○井手順雄委員長 次に、企業局次長から決算資料の説明をお願いいたします。

古里次長。

○古里企業局次長 まず、監査委員からありました決算審査意見について、その取り組み状況を御説明いたします。

まず第1点目の電気事業会計について、

平成23年度決算においては3億4,786万7,000円の純損失となっているが、荒瀬ダム撤去に関する部分を除外すると9,615万3,000円の純利益が出ている。次年度以降も引き続き当該純利益の確保のために、経費節減を含む経営努力が必要である。

電気事業においては、荒瀬ダム撤去に向けた取り組みとして、「荒瀬ダム撤去計画」に基づく施設撤去に係る国への除却等許可申請や「荒瀬ダム撤去地域対策協議会」における地域課題についての協議等、ダム撤去に向けた準備が進められた。

荒瀬ダムの撤去費用については、企業局の経営努力をはじめ、国の地域自主戦略交付金の活用や撤去コストの縮減により、撤去資金不足については概ね解消できる見込みとなった。今後は、荒瀬ダム撤去計画を着実に進めていくとともに、撤去資金について適切な管理を行っていく必要がある。

なお、風力発電については、風況の実証

試験の結果に基づき特定の風向における風の乱れへの対応のため行っていた運転制限を見直した結果、供給電力量は増加傾向を示したものの、依然として供給電力量は計画供給電力量の6割程度にとどまっております、引き続き計画供給電力量の確保対策について検討を進める必要がある。

との意見でございます。

電気事業の既存発電所につきましては、保守点検の効率的な実施などにより、発電電力量の増加や経費節減などを図り、引き続き利益の確保に努めてまいります。

次に、荒瀬ダム撤去についてでございますが、撤去計画に基づき着実に実施していくとともに、撤去資金不足についてはおおむね解消されたところでありますが、引き続き企業局における経費節減、国への継続的な支援を要請するとともに、工事の進捗状況などを踏まえた適切な管理に努めてまいります。

阿蘇車帰発電所につきましては、実証試験による運転制限の見直しの結果、供給電力量は増加傾向を示しており、今後も保守点検を強化し、発電機器のトラブル防止に十分配慮しつつ、さらなるデータ収集などを行うことにより、運転制限範囲の緩和、解除に向けた取り組みを行い、供給電力量の増加に努めてまいります。

2点目の工業用水道事業会計について、監査委員からの決算審査意見は、

八代及び有明の両工業用水においては多くの未利用水を抱えており、現状の経済情勢では、大量の水を使用する企業の立地の可能性は低く、また、既存の企業の使用水量も減少傾向にあり、工業用水道事業の経営環境は、依然として厳しい状況が続いている。

また、23年度決算状況も、有明工業用水道事業における竜門ダム関連費用の負担が大きく、1.8億円の純損失を計上し、累積欠損金は85.7億円となっている。

有明工業用水道事業については平成22年度において「有明工業用水道事業経営再建計画」を策定し、平成31年度までの10年間に於いて経営改善を図るとしている。同計画に基づき、平成23年度においては、有明工水需要開拓推進会議を設置し、企業立地課、給水区域の市町と連携して、企業誘致関連セミナーや各種展示会で工場適地や工業用水のPRを行う等、工業用水の需要開拓に努めている。

今後とも国に対して竜門ダム関係諸費の負担軽減の要望を継続的に行うとともに、再建計画を着実に進め、3水道事業全てにおいて企業立地部門や関係市町と連携し工業用水需要の開拓に努めていく必要がある。

との意見についてでございます。

御指摘のとおり、工業用水道事業は大変厳しい経営状況が続いており、特に有明工水においては、竜門ダムの建設負担金等により多額の経常損失を計上しております。

このため、国の施策等に関する提案において、産業政策上の支援措置として、給水コストが著しく高額となった事業に対する現実の給水コストと給水料金の差額に対する財政支援制度や完成後のダム事業からの撤退、縮小に係る費用分担のルールを策定を要望しているところでございます。

一方、平成23年3月に策定しました熊本県有明工業用水道事業経営再建計画に基づき、収入、支出の両面から改善対策に努めておりますが、収入の確保に関しては有明工水需要開拓推進会議を設置し、県と地元市町との連携のもと、積極的な誘致活動に取り組んでおります。

また八代工業用水においても、県及び地元と情報共有に努める一方、企業訪問を行っているところでございます。本年6月には、商工観光労働部と連携し、工業用水を利用する誘致企業に対し、有明については操業後の7

年間は全額、その後の3年間は半額の補助、八代工水においては操業後5年間全額、その後の5年間半額を補助するというので、いずれも10年間の平均単価が九州で最も安くなる補助制度を新たに創設いたしました。

また有明につきましては、大型の企業誘致が可能な荒尾市の大島地区への企業立地が決まった場合に、速やかに配管工事に着手できるよう配水管延伸に係る詳細設計も事前に進めており、今後この補助制度を初めとした本県の工業用水の利用環境を企業に積極的に周知し、誘致につなげたいと考えております。

3点目の有料駐車場についてでございますが、監査委員からの決算審査意見は、

有料駐車場事業は、郊外立地の大型商業施設の進出による中心市街地の集客力低下、周辺の低料金の民間駐車場の増加等により、利用台数は減少傾向にあるが、常に35%を超える高い営業利益率を保ち、健全経営を維持している。

平成23年度は、PR活動や上通商栄会と新規提携協議等を行い、利用台数は前年度対比99.9%で、ほぼ下げ止まり傾向となったものの増加には至らなかった。引き続き、定期駐車や提携先などの需要を開拓し、安定した利用台数の確保に努めるとともに、料金の設定方法を工夫するなど、県民が利用しやすい駐車場として、サービスの向上を図っていく必要がある。

との意見でございます。

御指摘のとおり、有料駐車場につきましては、近年は利用台数は減少傾向であるものの、毎年度純利益を計上しており、平成23年度決算においても4,000万円余の純利益を計上しています。今後も引き続き、従来の広報活動をより効果的に行うよう努め、新規提携先の開拓など利用者サービスの向上などに取り組んでいきたいと考えております。

決算審査意見については、以上の3点でござ

いました。

次に、本年度定期監査での結果でございますが、公表事項はございません。

指摘事項につきましては、職員の交通事故についてございまして、その御指摘の内容は「平成23年度に、通勤中に過失割合の高い人身事故が1件、私用中に過失割合の高い物損事故が2件、公務中に速度超過の交通法規違反が1件発生している。職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、事故原因等に応じた具体的な交通事故及び交通法規違反防止対策を講じること。」についてでございます。

職員に対しましては、交通事故・違反の防止徹底や飲酒運転の根絶に向けて、機会あるごとに周知徹底を行っているところでございます。事故などの発生後は、当該職員に対し所属長から注意を行うとともに、文書により職員の交通事故・違反の防止徹底について注意喚起を行っているところでございます。

平成23年度は11月に2回、全職員を対象としました職員研修を実施し、これまでの交通事故・違反発生状況の報告、交通安全啓発ビデオの上映等により、職員の交通安全への意識向上を図っており、本年度も職員研修の実施を初めさまざまな機会を捉え、安全運転、交通法規遵守について職員への周知啓発を継続していくこととしております。

それでは、平成23年度公営3事業の決算概要につきまして、お手元の資料、平成24年度決算特別委員会説明資料により御説明申し上げます。

まず、1ページをお願いします。

電気事業でございます。1の施設概要でございます。

一番上の欄でございますが、市房第一発電所から緑川第三発電所までの7つの水力発電所を運営しております。

水力の発電最大出力は、最大出力の欄の一番右の合計欄になりますが、5万4,200キロワットであります。これに、右の表になりま

すが、阿蘇車帰の風力発電の1,500キロワットを合わせますと、最大出力5万5,700キロワットの事業規模となっております。

さらに、水力発電の表の下にございますが、平成23年度の実績の達成率でございます。一番下の右の合計欄を見ていただきますと、水力発電の平成23年の供給実績は達成率100.9%でございます。これは年間を通じて雨量に恵まれ、発電環境が良好であったことによるものでございます。

その右になりますが、風力発電の達成率は59.1%となっております。

次に、2の電力料金の契約の状況及び実績でございます。

水力につきましては、九州電力との間に平成22年度から平成37年度までの16年間にわたります基本契約を締結しております。これに基づきまして、2年ごとに電力需給契約を更改しておるところでございます。これによりまして、平成23年度の実績でございますが、表の計の右から2番目になりますが、13億6,500万円余で、達成率はその右でございますが、100.1%となっております。

風力発電の供給実績は、右にございますが、1,700万円余となっているところでございます。

2ページをお願いいたします。

(1)の収益的収支でございます。収入でございますが、平成23年度(A)中ほどの計の欄にございますが14億2,500万円余、支出が、下から2番目でございますが、17億7,300万円余で、さらにその下でございますが、差し引き3億4,700万円余の損失を生じております。これを22年度と比較しますと、中ほどの比較の(A)－(B)の一番下をごらんいただきたいと思えます。1億3,600万円余の損失の減少となっております。

さらに、収入を見てみますと、電力料でございますが、電力料の比較(A)－(B)をごらんいただきますと、2,300万円余の増収となり

ましたが、その下の営業外収入その他の項目で、荒瀬ダム関連の受け入れ委託料が減少しております。収入全体では、収入の計の欄をごらんいただきますと、22年度からは1,300万円余の減収となっております。

一方、支出でございますが、営業費用の2番目でございますが、修繕費の減や経費削減努力によりまして全体的な経費減、また荒瀬ダム関連費用につきましては繰り越しがあったことなどから、支出全体では、比較の(A)－(B)の一番下から2番目になりますが、1億5,000万円余の減となっております。

収支といたしましては、22年度に比較しますと損失額の減少となっております。

3ページをお願いします。

(2)の欠損金処理計算書でございます。平成23年度末の未処理欠損金3億4,700万円余について、処理欄に示しておりますように、損失補填目的の利益積立金の3億2,900万円余を全額取り崩して処理し、なお1,800万円余の残額につきましては、特定目的の任意積み立てのうち中小水力発電開発改良積立金を取り崩すことで、欠損金を全額処理することとしております。

その結果、右の表でございますが、(3)の積立金及び留保資金残高一覧のとおりとなり、内部留保資金は、下の合計欄のところになりますが、58億9,200万円余になります。

なお、特定目的の積み立ての目的外使用につきましては、法の規定に基づきまして議決事項となっております。

次に、(4)の資本的収支でございます。平成23年度(A)のところを上から順に申し上げます。

資本的支出は、水力発電所の整備費が360万円余、企業債償還金が1億3,200万円余、工業用水道事業会計への貸付金が2億6,500万円余で、合計4億100万円余となっております。資本的収入は、固定資産売却代金が60万円余、工業用水道事業会計からの返還金が

5億7,100万円余となっておりますのでございます。

4ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計でございます。1の施設概要でございます。有明、八代、苓北の3事業から成り、給水能力でございますが、1日当たり、一番下の計の左から3番目になりますが、6万8,360立方メートルとなっております。

次に、2の利用状況でございます。有明が12社に、八代工業用水道事業が26社に、苓北工業用水道事業が九州電力苓北発電所など2社に給水をしております。

備考の欄をごらんいただきますと、有明工水、八代工水の契約率でございますが、それぞれ41.9%、33.8%でございます。有明で日量約2万トン、八代で約1.8万トンの未利用水を抱えるような状況でございます。

5ページをお願いいたします。

23年度決算の状況でございます。

(1)の収益的収支でございますが、収入は中ほどの平成23年度(A)の欄の計をごらんいただきたいと思っております。7億4,000万円余、支出は同じ列の下から2番目でございます。9億2,500万円余で、差し引きはその下になりますが、1億8,400万円余の損失を生じております。これは、有明工水において依然としてダム使用権に係ります減価償却費やダム管理費分担金などの竜門ダム関連経費の負担が大きく、損失決算となっているものでございます。

6ページをお願いいたします。

欠損金の状況でございます。(2)の欠損金の状況、23年度末で、苓北用水、右から2番目でございますが、4億8,000万円余の利益の蓄積がありますが、有明工業用水、八代工業用水それぞれ62億2,900万円余、28億2,000万円余の累積欠損金があることから、工業用水全体では、一番右でございますが、85億6,900万円余の累積欠損金を抱えているところ

でございます。

次に、(3)の資本的収支でございます。資本的支出は、平成23年度(A)の2番目でございますが、企業債償還金5億7,800万円余、次の、電気事業及び一般会計への長期借入金償還金7億7,600万円余など、計14億500万円余となっております。

資本的収入は、企業債、長期借入金、一般会計補助金等で10億9,400万円余となっております。不足します3億1,000万円余については、一番下の差し引き(ロ)ー(イ)のところでございますが、これにつきましては過年度分損益勘定留保資金で補填を行っているところでございます。

7ページをお願いいたします。

有料駐車場事業会計でございます。

1の施設概要でございます。有料駐車場は、安政町の県営有料駐車場、新屋敷の月決め県営第二有料駐車場の2カ所で運営をしております。

次に、2の駐車台数及び料金収入実績でございます。普通駐車場の23年度の利用台数は9万1,000台余で、右の比較(A)ー(B)をごらんいただきますと、前年度を2,000台余り上回り、料金収入も43万円余り上回っております。

また、その下でございますが、定期駐車場の利用台数は6万8,000台余で、前年を2,200台余り下回るとともに、料金収入も120万円余り下回ったため、料金収入全体合計でございますが、さらにその下でございますが、前年度より85万円余り減収となっております。全体的には、利用台数は近年減少傾向であります。平成23年度の下げ幅は小さくなっております。

8ページをお願いいたします。

平成23年度決算の状況でございます。

(1)の収益的収支でございます。収入が、計のところでございますが、1億300万円余、支出は下から2番目になりますが、6,20

0万円余で、一番下にありますように約4,000万円余の純利益となっております。これを前年度と比較しますと、200万円余の利益の増加というふうになっております。

9ページをお願いいたします。

(2)の剰余金(利益)計算書案でございます。地方公営企業法の規定に基づき、決算の認定とあわせて議会の議決を得るものでございます。

平成23年度未処分利益剰余金4,052万5,000円余りを、処分案に示しておりますように、1,000円未満を除き利益積立金に積み立てることで処分したいと考えております。この処分案を御承認いただきますと、(3)の積立金及び留保資金残高一覧のとおりとなり、内部留保資金は7億3,700万円余となります。

次に、(4)の資本的収支でございますが、平成23年度においてはございませんでした。

以上が、23年度決算の状況でございます。

なお、お手元に参考資料としまして、荒瀬ダム撤去工事のゲート撤去状況、状況写真を配付しております。右岸側のゲートを16分割して撤去した状況でございます。10月11日に着手し、10月26日に完了しておる状況でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○井手順雄委員長 以上で企業局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんでしょうか。

○前田憲秀委員 済みません、先ほどの御説明で、基本的なことかもしれないんですけども、説明資料の1ページの水力発電で言う目標供給電力量という言い方と、風力の計画供給電力量、この違いは何かあるのでしょうか。

○古里企業局次長 目標に関しましては、実はこれは、水力発電は過去、戦後ずうっとや

ってきておりますので、大変実績はございます。こちらについては、過去30年間の平均になっております。

それから、右の風力発電につきましては、経験と申しますか、まだ新しくできたものですから、私どもの計算上の風況とかそういうものの実績データに基づいて推計値を出しているということでございます。

○前田憲秀委員 わかりました。

先日、防災でも——東京の風力発電、物すごく勢いよく回っていたんですけども、これは、技術的にはいろんな取り組みで、この計画供給電力量に対する達成率というのは、上がっていかないといけないんですか、上がっていくものなのですか。そこら辺をもうちょっとお願いします。

○古里企業局次長 私どもの風力発電の場合で申し上げますと、平成17年度にスタートしておるんですが、平成20年度が最も悪くて39%、4割を切るような状態でございます。その後、さっきもちょっとお話がございましたが、企業局内にプロジェクトチームをつくりまして、風向のデータをとりながら順次改善しまして、平成21年度に42%、それから平成22年度に48%というふうに、少しずつ回復してきているような状況でございます。

○西岡勝成委員 これは電気事業にも絡むんですけども、風力で、要するに車帰——自然エネルギー的には地熱、風力、水力、太陽光とありますけれども、日本の中で考えると一番安定的なのは地熱であり、また水力でしょうね、安定的なのは。風力というのは、やっぱりヨーロッパあたりみたいにならずと偏西風が吹いているわけではないので、非常に難しいと前から言われて、この車帰もいろいろな体制を検査して、運転制限を緩和してやっても6割ですよ。なかなか日本の国で風力

というのは、吹くときは台風みたいにばあつと来るし非常に難しく、海上風力あたりが今いろいろ試験的にやられていますけれども、難しいと思うんですよね。

そういう中で、企業局が持っている工業用水のダム、この中の水をもうちょっと電力に変えるような方法というのはないか。竜門ダムにしても、工業用水、せっかく水があれだけたまっておるわけですね。有明、苓北の工業用水にしてもたまっておる。結局、落とす。要するに、農業用水にしても工業用水にしても上水道にしても水を使うわけですね。用水路発電あたりを今一生懸命考えよるけれども、そんなちっぽけなことじゃなくて、あれだけの水をためてあるのを、もうちょっと企業局として活用できる方法はないものですか。

○福原工務課長 まず、有明のほうの竜門ダムの件なんですけれども、こちらにつきましては施設を設置したのは国であり、また管理しているのも国なんですけれども、こちらのほうではダムの還流発電ということで、既に発電所を設けて発電を行っております。

企業局で管理している工業用水のダムとしましては、先ほどお話がありましたように、苓北の都呂々ダムがございます。こちらにつきまして、現在、ダムの管理者それから私ども工務課と一緒に、未利用落差というんですけれども、そのダムのところから水を出すときですね、ただ出すだけではなくて、その落差を利用して発電ができないかということで、今、小水力発電の検討をしているところでございます。

○西岡勝成委員 竜門ダムは、自家に使う電力の分だけ発電を行っているんですか。

○福原工務課長 通常はダムの使用電力をそれで賄いながら、余ったときには九電のほう

に売電するという形で運用されております。

○西岡勝成委員 それで、そんなちっぽけな話じゃなくて、せっかく水がたまっておるわけですから、それを大々的に発電能力に変えるような、例えば揚水発電みたいな形で——せっかく水を流すんですから、そういうことは考えられないんですかね。企業局だけでなく、県の中に新エネルギーのあれもありますよね、そういうところとの連携とか、そういう流れの中で研究は進んでいるの、何かやっているんですか。

○福原工務課長 県の所有するいろんなダムがあるんですけれども、現在、発電がされているのは、市房ダムで私どもが発電している市房発電所、それから氷川ダムのほうで、氷川ダムの管理用発電ということで発電所を土木のほうで運用されています。

あと天草だとか石打だとか、何カ所かダムはあるんですけれども、まだ手がついていない状況でございます。しかしながら、県のほうとしまして今、熊本県小水力発電研究会というのを立ち上げて、そういう小水力の開発について今検討を進めているところでございます。私どももそれに参加して、いろんな情報を得たりしているところでございます。

○西岡勝成委員 竜門ダムにしても、これだけ大きな赤字を抱えているので、せっかくなら発想を転換して、発電まで企業局でやったらいいですよ。そうしたら一緒に——水利権の問題とかいろいろ多分我々にわからぬところがあるとは思いますが、水は水としてただ流すんですからね、考え方によっては。その辺もちょっと、将来的なことですが。

○福原工務課長 竜門ダムの件なんですけれども、ちよつともとからお話したいんです

が、水力の場合、どこかで発電ができるんじゃないかというのに2つあります。

まず、水を使っているのにそれを無駄に流している、ただ流すだけと、そういう水。それと使われていない落差、これを使うという、2つのことがあるんですけども、竜門ダムに関しては、ダムには水はたまっているんですけども、あれは下流のほうで必要なときに流す必要があるものですから、それをざあっと使ってしまうとですね、今度必要なときに下流のほうに水を供給できないということになりますので、それは計画的にダムのほうで運用されていると。それで、必要な水量を必要なだけ流して、それで発電しているものですから、水の無駄というのはいまのところないと。落差については、先ほど言いましたように、ダムのきちんとした落差をもとに計画していますので、今以上に発電をしていくというのは難しいんじゃないかなというふうに思います。

○西岡勝成委員 いろいろ研究してください。

○西聖一委員 風力発電についてちょっと確認したいんですけども、稼働率を上げるために運転制限を見直してとありますが、運転制限というのをひとつお聞きしたいんですけども。

○福原工務課長 現在は、運転制限はかなり緩和してきているんですけども、例えば昨年まででいきますと、東北東の風が吹くときに、風速が8メートルを超えた場合には停止したり、それとか出力を落としたりとか、そういう制限をかけておりました。

しかしながら、平成23年度いろんな調査をしながら、その制限を緩和できないかということで調査それから試験を行って、2号機、3号機については今まで風向と風速で制限を

かけていた分について解除することが可能だという判断に至りまして、今はその風車につけております振動計でもって制限をかけるというような運転に変更しております。

1号機につきましては、同じような試験それから調査を行ったんですけども、2号機と3号機のように、今のところ解除できる状況にございません。また新たな制限の仕方それから運転の仕方を検討しなくちゃいけないということで、今年度さらに詳細なデータをとるために、風車のそばに10メートル、20メートル、30メートルという高さの風向、風速をとれるようなポールをちょっと設置して、新たな詳細なデータをとって、最適な運転制限をして運転できるような状態に持っていきたいということで今考えておるところです。

ちなみに、2号、3号機につきましては、今、本年度はもう制限緩和しているんですけども、4月から9月にかけて、達成率なんですけれども、今74.2%ということで、1号機のほうがまだできていないものですからその程度になってはいますけれども、今後もそれ以上の達成率を目指して頑張っていきたいというふうに思っております。

○西聖一委員 稼働率を上げるためにオーバーヒートぎみに、安全運転に十分注意しながらやっていると申すけれども——この問題は、ずっと前からやっているんですけども、そもそもやっぱり発電の計画がミスだったんですかね。この開発については、企業局はもともとノウハウはないから、恐らくメーカーとか大企業からの知恵をかりながらやっていたと思うんですけども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○福原工務課長 確かに風力発電の経験はなかったんですけども、水力でこれまで長いこと運営してまいりまして、そこで発電事業に対する経験を積んできておりました。それ

と風力につきましても、平成8年からいろんなところで風況観測を行ってきたわけなんですけれども、コンサルのもとでそういう風況観測の仕方だとか風力の運用の仕方だとか、そういうのを学んで、その結果、自分たちでやっていけるだろうという判断のもとに車帰を建設して現在に至っているわけなんですけれども、実際そのときの調査が当時の技術の中でやった内容ということで——どちらかというと風力自体がヨーロッパのほうから入ってきたものですから、平地の中における風車による発電というのが基本になっていたこともあったと思います。日本のような、こういう起伏の激しい山岳地帯での調査については、若干やっぱり向いていなかった部分があったのかなとは思いますが、今後はそれをきちんと検証しながら、また経済性の発揮できるところを目指して頑張っていきたいというふうに思っております。

○西聖一委員　じゃ、設計計画が県の中で責任をとれるのであれば、当初計画を最初から見直して、ダウンして再建計画というか再生計画をつくることはできないんですか。

○福原工務課長　今現在のやり方を進めていくことによって、もっと制限緩和をして発電電力量を伸ばしながら、そして、ことしの固定買い取り制度等もありますので、そういうことの料金の見直しということで、収支改善については図れるんじゃないかなというふうに思っております。

○西聖一委員　電気料金は外的な部分があるんですけれども、発電能力については、やっぱり当初計画がおかしかったから、100だったけれどもやっぱり50で引き直してこれから進めますと方向転換できないんですか。

○福原工務課長　済みません、ちょっと答え

がなっておりませんでしたけれども、平成19年度に1度計画量を見直して、77%まで下げております。このときには、それまでのいろんな停止した要因を調べ上げて、これくらいだったら最大できるんじゃないかということで、19年度に見直したところなんですけれども……

○西聖一委員　それでも60%ですか。

○福原工務課長　今それに向けて頑張っておるところです。

○井手順雄委員長　変わっとらんちゅうこったい。

ところで関連ですけれども、今、例えば北海道の稚内とかあっちのほうには風力が80基とか100基とかそういう計画もあるし、実際建っていますけれども、やっぱりああいうところもそうやって制限かけて全部管理して80本、やりよんなつとですか。県が今——いろいろ技術的な説明がありました。一本一本、何百基とあるのを、そういうふうに管理しながら発電をしようなはつとですか、あの辺も。

○福原工務課長　発電機自体は風によって自動的に運転をされますので、特に車帰のような特殊な風の吹き方がない（「やっぱ、そうかい」と呼ぶ者あり）場所であればですね……

○井手順雄委員長　それはそれでいいとして、そういった特殊な風が吹くからそうやって制限をかけてやらなくちゃいけないんだという説明ですね。

また、ある意味、毎年毎年60%だの何パーセントだのといって計画に満たないと、そういった中で費用対効果というのが——毎年、毎回こういう話が出てきますけれども、どん

どんだんだん赤字というかそういうのがふえていく。それなら、これを例えば撤去しましょうと、そうした場合の、例えば15年、20年スパンで考えたら、どっちが得ですか。例えば、今後15年スパンで考えたら、今までの債務と合わせたところで。

○福原工務課長 正確な数字はちょっと申し上げられませんが、この発電所自体は起債で建設した……

○井手順雄委員長 いや、そういう問題じゃないに、お金だけ、費用だけで考えたらどうですか。

○福原工務課長 ことしの固定買い取り制度のことも入れてもよろしいですか。

○井手順雄委員長 どうぞ。

○福原工務課長 それを入れることによってですね、運転を継続していけば……

○井手順雄委員長 何年後にペイするんですか。

○福原工務課長 数字は今、手元にないですけども、後ほど……

○井手順雄委員長 いやいや、ですからあと何年後かには絶対プラスになりますよということですね。

○福原工務課長 プラスになるか、ぎりぎりのところじゃないかなと思うんですけども。現在も9,500万円ほどの赤字がありますので、それについてどの程度解消できるかということだと思いますけれども、かなりの赤字は解消していくものと思っております。発電電力量も、今後もまだ1号機の改善等でも

う少し伸びていくと思っております。

○池田和貴副委員長 関連して。電力の買い取りについては、固定電力買い取りの制度がことしの4月からスタートしたのでいいと思うんですけども、今度は設備の修理とかそういうことを考えると、今の1基当たり300キロワットの風車というのは、もう既にメーカーはつくっていないんですよ。今はもっと大型化しているやつをずっとつくっているんで、この300キロワットのやつを修繕しようとしたときに、部品が物すごく高くなったりとか特注になったりとかして、修繕維持費というのは非常に高くなっていく可能性が私多いと思うんですよ。もう現実にそうなっているところもあるんじゃないかと思うんですけども、これは三菱重工ですかね、長崎ですもんね。もうつくっていないですよ。天草の五和の風力と一緒にするんですけども、五和の風力発電所がやっぱりそうなんです。修理をしようとしたら特注になってしまうので非常に高くなってしまいうのがあるので、そこも頭に入れていただきたいというのがまず1点と、それと、そうは言ってもですね、300キロワットでつくった風力発電所というのはたくさん、三菱重工ですね、あると思うんですよ。だから、そういうところと連携をして、やはり三菱重工に対してきちんとそのアフターフォローをしてくれとか、連携をして共有で部品を持ったりとか融通し合うことによって、そのちょっと高くなる分を抑えることができないかとか、そういうのも今後考えていく必要があるんじゃないかと思うんですけども、そこも踏まえた上で今後の、今委員長がおっしゃられたような、収益を見直すときにはそういうところもきちんと頭の中に入れてやっていただければと思うんですけども、どうでしょうか。

○福原工務課長 今、池田副委員長が言われ

たとおり、300キロの風車につきましては、部品供給が難しい状況というのは出てきております、メーカー直接はですね。しながら、メーカー直接じゃないところから、いろんな手だてをして今、部品供給をしていただいておりますので、そのルートについては確実に確保していきたいというふうに思っているところです。

それと、今副委員長が言われましたように、同じ300キロをお持ちの自治体等はたくさんありますので、それと連携してそういう部品の供給、これが滞ることがないように、メーカーとも協議できるようにやっていきたいというふうに思います。

○佐藤雅司委員 関連で、よございますか。地元でございまして、かなり私も勉強させていただいておりますが、俗に「車帰3兄弟」と言うんですね。3つ、3本建っているんですよ。それで、そのうちの2つは、非常によく働いてくれていますもんね。いつ見たって、くるくるくるくる回っていると。1人の息子が、どうも働きが悪いんですね。あそこの地形が、恐らく風況調査は3本建ててしたわけではないと思うんですけども、何て言うかな、たまたまでこぼこになって——大体風車というのは真っすぐな風にくるくる回ると、しかし逆に、とめる下からの吹き上げる風が、逆回転させる風があるということまで、恐らく風況調査の中で本当はすべきだったと思うんですけども——地形が、そのままきちんとかうなっていればいいんですけども、ぼこっとなって、逆回転させる風があるということの中で、コンピューターがあそこで、動いてないやつはちょっと狂ってしまうということの中で、相当制限されたということだろうと思うんですね。

ですから、1本をまたつけかえるというわけにもいかないし、なかなか難しいと。それから、固定価格買い取り制度があつて、40何

円が90円ばかりになるということになっても、恐らくトータルで考えていけば、まだ返すところまでは至っていないというふうな見通しがあるというふうに私は理解しております。

しかし、どこまでのあれだったらいいのかというやつを、やっぱり考えておかなければいかぬのかなという感じがするんですよ。だから、そうした、コンピューターがきちんと風を捉えてやるという技術も、部品供給が何かをしていながら、できるだけ、むちをたたいても働かせるという方法と、それから、きちんと、もういよいよいかぬけん、またやり直すという——やり直すというのは、これはなかなか難しいと思うんですけども、バツにするかどうかちゅうのを、やっぱりここ2～3年のうちに結論を出すべきじゃないかなという感じが私はしております。長期にわたるやつと、それから、もう早くやらなければならぬという部分とをやっぱり頭の中に入れていながら対処すべきなのかなと。皆さん方に、これだけやっぱり心配をかけているわけですので、そうした結論というものを考えていかなんとじゃないのかなという感じがいたしております。

○早田順一委員 2ページの支出のほうでちょっとお尋ねしますけれども、修繕費が収入に対して1割以上、23年度、22年度ありますが、この内訳というのはわかりますか。

○古里企業局次長 項目としては修繕費、経費節減それからダム関係の繰り越しというのがちょっと項目ではございます——緑川第一発電所の水車、このオーバーホールがございまして、これが大きく、約1億7,000万かかっているという状況です。それから、同じく第三発電所がございまして、それが3,600万ぐらい、それから荒瀬ダムの工事関係が3本ほどございまして、大体1億5,000万ぐらい

の状況です。（「超えとったい、1億6,000万円の中だけでいい。」と呼ぶ者あり）失礼しました、済みません。最初のオーバーホール、1億6,000万ですね、申しわけありません。

○早田順一委員 ほとんどダムの修繕費なんですか。

○古里企業局次長 これは既存の7水力発電所のオーバーホール、いわゆる修理でございます。計画的に、長期計画であって、定期的に修理をするように考えておりますので、その分ということでございます。

○早田順一委員 風力は、この項目には入っていないわけですかね。

○古里企業局次長 当然、連結ですので入っております。

○早田順一委員 じゃ、風力はほとんど、余り修繕はかかっていないということなんですか。

○古里企業局次長 部品関係の分ですので、そんな、費用そのものは多額にはなっていないと思います。

○井手順雄委員長 じゃ、どこに計上してあるか教えてください。

○古里企業局次長 計上は——済みません、同じく、この1億6,700万に入っております。その額としては——7万2,710円です。

○早田順一委員 風力が1年間で、修繕費が7万ちょっとぐらいなの。何かあれですね、結構、風力のほうが修繕が多いのかなと思っただけなんですけれども、そうでもないんですね。はい、わかりました。

○古里企業局次長 補足でございますが、修繕というよりも保守点検等に——例えば月1の保守点検を、メーカーは要請しています。それ以上に、うちの職員が現場に赴きまして、2週間に1回とかそういう保守点検等を十分にやっけていて、そういう、できるだけ機械がとまる期間を少なくしているというような状況でございます。

○井手順雄委員長 いわゆる保守点検は、年間の委託業務で契約して、あらかじめとつとでしよう、メーカーと。

○古里企業局次長 保守点検については、うちの職員が直接現場に赴いてやっております。

○高野洋介委員 工業用水についてお尋ねしたいんですけども、一番の企業局経営の中でのネックが、やっぱり有明と八代の工水だと思うんですけども。毎年毎年、国に対して要望していく要望していくという話をしとつとですけども、毎年毎年改善されているんですか、要望の成果は上がっているんですか。

○古里企業局次長 端的に申し上げまして、なかなか要望の成果というのはあらわれていないと思っております。

○高野洋介委員 ですから、私はそこを今後やっぱり考えていかないと、多分このままずっと赤字が累積しとつたら、当然、企業局の経営がいつかは——もうぎりぎりのところに来とつとでしようけれども、それがもう超していったら——あり方自体を考える時期に来ている部分があると思うんですけども。だから、それはやっぱり、これ、商工のほうも絡んでくつとでしようけれども、この八代ね、私の地元の八代の工水のことを考えた

ら、工業用水を使うような企業誘致が全く来てないんですよ。だから、企業局からすると工業用水を使ってほしい、商工は企業誘致をしたいということで、連携がね、余りない部分もあるし、やっぱりこれ県庁全体で、これは国に対して要望しなければ、私はこの改善はないというふうに思っているんですよ。だから今年度以降、この要望の仕方も変えていかないといけないと思うんですけども、他県でこういう事情のところも当然あると思うんですよ。だから、ほかの県と連携をしながら、やっぱり弱い立場なわけじゃないですか、県は。だから、そういうところと連携をしながら、知事会なり、国に対してほかの知事さんたちと一緒に私は行く必要があると思うんですけども、そういうお考えはありませんか。

○古里企業局次長 高野委員の御指摘のとおりだと思っております。国に対する要望、そういうものについては、やはり私どもがどれだけ要望してもなかなかその効果は見えないと、今申し上げたとおりでございます。で、やはり複数の団体が一つになって要望するということだと思います。

それから、私どもはやはり未利用水の解消というのを、一番大きな問題で、経費の節減もあります。収入をいかにふやすかということで、今回ちょっと御説明申し上げましたが、打って出るというわけではございませんが、工業用水のまず値段が高いと。これについて、やはり8円前後にできないかということで、今回、商工のほうにさせていただいたということ。それから有工に関して言えば、企業進出されるというのに、大体皆さん待っているのは1年間だと、工場が1年ぐらいで建つんです。うちのほうが大島適地を考えておりますが、そこにすると、詳細設計をやっていると1年半以上かかってしまうと。その期間をできるだけ短くするために、もう詳

細設計は事前にやっておこうと。で、1年で工場ができて、はい水が、どうぞという形にできないか。そういう面で、今までのちょっと私どもが逡巡しておった部分について、打って出るようなことも商工のほうに御協力いただいで実施、今やっているというような状況でございます。まさに国に対するフォローというのは、知事会等も含めて、工業用水の関係団体もでございますので、そこは力強く今後御指摘のとおりやっていきたいと思っております。

○高野洋介委員 頑張ってもらいたいと思います。

次の質問いいですか。全体的な話になるんですけども、企業局長にお尋ねしたいんですけども、今、改善計画策定期間中ですよ。経営改善を策定されて、今実施中なんですけれども、実際、自分たちが思うような、計画どおりに企業局として進んでいるのかなというのを、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

○河野企業局長 再建計画をつくっておりますが、有明工業用水は特に集中的にそういう計画で実施しているんですが、再建計画そのものもなかなかその——黒字化するという形にはなっておりません。そこはもう現実を見て、何とか——経費削減だったり企業誘致していこうということで書いてあるんですが、はっきり申し上げまして努力はしているが、なかなか思うように進んでいないというのが、私が来てこれまで聞いた話です。実際、数字を見たらごらんとおりなので、実際のところは、経営改善に向けての数字的な実績が上がったかということ、そこまでいっていないというのが現実のところでございます。

○高野洋介委員 私の感覚と企業局長の答弁が一緒だったので安心したんですけども、

やっぱりこういう計画というのは先のことを見据えて、いきなり黒字化するんじゃなくて一步一步、身の丈に合った、きちんと一步一步進むことが私は大事だと思いますので、やっぱりそこはきちんと計画を立てながらやっていかなければいけないんでしょうけれども、やっぱり限界という部分も当然あるじゃないですか。だからそこをね、やっぱり皆様方はきちんと腹を割って、こういう弱いところがあるから、全庁的に挙げてみんなでしようというような態勢をとっていかないと、もう私はこのままだら企業局のあり方自体が議論になる部分があると思いますので、そうってしまったら私はもう終わりだと思いますので、そこになる前にね、きちんと私は計画を見直すところは見直しながら、ことしできなかつたけれども来年はどうするんだというような形で、きちんとやっぱり丁寧に計画を見直して実行に移してもらいたいなというふうに思いますので、もう答弁要りませんので、要望しておきます。

以上です。

○西聖一委員 6ページの資料ですけれども、ダムの欠損金の補填金が、一番下の段ですけれども、3億1,000万については過年度分損益勘定留保資金を充てていますけれども、これは3ページにある資金のどこから引っ張ってきているんですかね。（「6ページで言われた、最初」と呼ぶ者あり）だから6ページの3億1,000万という留保資金は、3ページの損益勘定留保資金のどこから引っ張ってきているんですか。

○古里企業局次長 ——ここにございます6ページの過年度分損益勘定留保資金というのは——通常ですと、一般的に申し上げますと——済みません、5ページに減価償却費ございますですね、3億5,200万。ダム使用权に関する償却、こういうものが、過去に積み重

ねております。これは、まさに現金支出を伴わない部分でございますので、それをトータルで——主なものとしてはその留保資金ということでやっておりますので、その中からこれをこの留保資金から補填するというような状況でございます。

○西聖一委員 減価償却費分を充てているということで解しているんですね。

○古里企業局次長 はい、簡単に申せば。

○西聖一委員 ですから、さっき言った3ページの留保金は、これはもう基本的には荒瀬ダム撤去費用に回すということで間違いないですね。

○古里企業局次長 はい、こちらは現金のほうですので。

○西聖一委員 はい。

それと、あともう1点ですけれども、同じく6ページで企業債償還金と長期借入金の償還金がありますけれども、収入のほうで長期借入金が5億、大体見合う部分が出ているんですけれども、結局これは自転車操業しているというふうに解釈しているんですか。

○古里企業局次長 簡単に申せば、そういうふうな状況です。

○佐藤雅司委員 よございますか、今の関連、私もここを言おうかと思ったんですが、6ページの過年度分損益勘定留保資金3億1,000万と、この9ページの積立金及び留保資金残高一覧表7億3,800万ありますね、この関連でしょう、ここから来ておるんでしょう。これから一部を補填してということだろうと思うんですけれども。

○古里企業局次長 これは、3事業もう全く別々に扱っております。この9ページの7億3,000万余につきましては、駐車場事業のものでございますので、それは工水には使っておりません。

○佐藤雅司委員 要は、これから、この部分がなくなったならば、あと2年ぐらいすともう大体ゼロということなんですか、それとも——例えば6ページあたりにあります長期借入金とか企業債とかこの辺で補填をしながら、この辺を調整しながら借入していきながら、この、あれしているということですか。

○古里企業局次長 これ、3事業全く別々に会計をしております。電気関係は、電気に関して言えば、荒瀬ダムがございますので当面赤字になりますが、荒瀬ダムを除きますと大体9,000万ぐらいの黒が出ているという状況です。ですから、電気に関して言えば、早く荒瀬ダムを終わってしまえば、その後、電気事業については黒が蓄積されていくだろうと。で、工業用水については大変、あの、こういう状況で——ずうっと赤が続いていまして、累積欠損金が85億という状況であるというようなことですね。工業用水は、ずっと赤が続いている。それと駐車場については、ここにありますようにずっと黒で、今までの蓄積というのが7億ぐらいあるというような状況でございます。それぞれ事業ごとに会計を分けているというのが原則でございます。

○早田順一委員 2ページの支出の職員給与費なんですけれども、22年度から2人減っておりますが、給与費のほうが753万円ふえておりますが、この理由というのは何でしょうか。

○古里企業局次長 これはまさに、もう単純に申し上げると、年齢構成が上がっているも

のですから、その自然増という分だと思います。

○早田順一委員 一般的に、何か数が減ればそれだけ給与が、全体数が減るような感じがしますけれども、それだけやっぱりもう退職前の方がいっぱいいらっしゃるということでしょうか。

○古里企業局次長 結果として……。

○早田順一委員 何か不思議な感じがしますが、別の退職金とかそういうので高くなっているわけじゃないわけですね。

○古里企業局次長 はい。

○東充美委員 電気関係だけだったですから、今度は駐車場をちょっと聞きたいんですけども、毎年毎年いろんな形でPRされていると思うんですけども——4,000万円も利益が出ているから、全くとって黒字会計ということですからね、ほかの、県の感覚から見てもうこれだけもうかっていることはいい感じなんですけれども、この定期駐車というのが、何かこの22年、23年という台数が減ってきているんですけども、これは契約の会社が減ったんですかね。台数的に、契約の会社じゃなくて。

○古里企業局次長 定期の契約台数そのものが減っているという状況です。

○東充美委員 契約先が減ったんじゃなくて、台数が減ったんですね。例えば、10台の契約だったのが8台になったとか。

○古里企業局次長 団体でやっているのは大変少のうございますので、個別の、いわゆる——あの、安政町の周辺に勤務の皆さんが、

やはり車ではなくて例えば公共交通機関で通われたりとか、あと夜間の駐車も減っておりまして、いわゆる夜の飲食店に勤務される皆さんの数が減少したか、もしくはそういう、車からほかのものに乗りかえられたかというような状況じゃないかと思っております。

○東充美委員 ということは、エコを皆さん考えて、そんな感じで公共交通機関に乗りかえたということで、会社数といいますか取引先といいますか、契約数は変わらんとですね。台数が減ったというわけですね。

○古里企業局次長 団体でやっているのは大変少のうございますので、いわゆる個人との契約がほとんどでございますので、そういう状況でございます。

○東充美委員 黒字が出ているから、もう1つ聞きますけれども、この——中央区の新屋敷と安政町と2カ所ありますけれども、この定期料金の金額が、例えば昼間と夜間という形で安政町のほうは金額が、差がありますけれども、新屋敷のほうはもう一律ですか、1万100円。

○古里企業局次長 ——済みません、失礼しました。はい、こちらのほうについては住宅街ですので、一律1万100円と、1つの料金体系でございます。

○東充美委員 私たち普通の感覚から言うと、この1万100円とか、ちょっとはした過ぎるなという感じがするので、台数をふやすのがいいのか、100円でも落とせば金額的に収益が減るかなという気持ちもありますけれども、この1万100円というのは何かあるんですかね、100円をつけなければならないという。何か周りの駐車場の感覚、民間とも合わせてというか、どうも何か不都合過ぎてで

すね。

○古里企業局次長 済みません、ちょっとその経緯はあれなんですけど、実は320円としているのもちょっと端数なんですけど、従前の消費税導入のときにそういうふうに1回だけ変えているというような状況がございます。ちょっと済みません。詳細、なぜ1万100円なのか、ちょっと済みません。

○東充美委員 もしわかれば、ちょっとはした過ぎるというか、お客さんから見て何で100円だろうと、もう1万円ぶつりだったらまた契約しますよとか、取りますよとか言って来やせんかなと思ったものですからね、ちょっと教えていただけると。

あと1点ですけれども、1億300万の営業収入がありますけれどもね、費用から見て、今人件費といいますか、それはどのくらいつけていますかね、この駐車場で。

○古里企業局次長 ——これは人件費というか、委託をやっておりまして、そこにありますように、8ページの支出のところでございます2,200万の支出、委託料として、委託関係をやっているわけでございます。職員としては、企業局の職員を、その上でございますが、1人充てているということでございます。

○東充美委員 委託ということは、1人の方でやっているというわけですか。

○古里企業局次長 はい。うちの職員は担当が1人おりまして、あと警備会社のほうに年2,000万余で委託を行っているという状況でございます。

○東充美委員 ということは、職員さんは1人だけれども、実際の、稼働している人は数

名おられるわけですね、いつも、ですよ。

○古里企業局次長 現場には常時2名の者が、24時間でございますので、2名の委託会社の職員がおるような状況でございます。

○東充美委員 2,200万というのは高くないのかなと思ったものですからね、妥当ですか。

○古里企業局次長 入札を行いまして、最低額のほうで契約をさせていただいているということでございます。

○東充美委員 あと1点だけ。昨年度と今年度で、普通財産貸付料という点で何百万かふえているんですけども、雑収益のほうです。これは決算審査意見書の32ページにも書いてありますけれども、損益計算書の中の駐車料金9,400万、負担金収益350万、雑収益400万ぐらいありますけれども、この雑収益というのは何をもとに出てきた収益かなと思ってですね。

○古里企業局次長 駐車場の1階に店舗がございまして、その店舗のいわゆるテナント料を収入として計上しております。

○東充美委員 テナント料ですね。
はい、以上です。

○西岡勝成委員 県が今、電気自動車の充電器をいろいろ地区ごとに据えていますよね。ああいうのを、仮に台数が減ってきておる対策として、1カ所にそういうものを設けるといような発想は合わんものですかね。

○河野企業局長 今、駐車場、実はたまたま下げどまりの時期、ことしは時期だったんですが、実は長期的にはちょっとじり貧状態で

す。もっと昔は収益が上がっていたということなんですが——それで今、場所はいいのいろいろな方策は考えたりしているんですが、今おっしゃった電気自動車の充電についてもひとつ視野に入れております。まだ、いろんな駐車場の状況とか詳細はまだこれからなんですけど、そういう方向もひとつこの駐車場のPRとしてありじゃないかなということで、ちょっとまだ検討の緒についたかつかんかぐらいの話なんですけど、ちょっとそういう、今おっしゃったので——そういう方向も視野に入れてちょっと考えているところです。

○井手順雄委員長 それでは、これで企業局の……

○古里企業局次長 申しわけありません、よろしゅうございますか、ちょっと。

先ほど早田委員のほうから御質問がございました、職員の関係でございます。申しわけございません。退職金が含まれておりまして、2名減しておりますが、2,000万ほど、それに退職金が含まれておりますので、そういう状況でございます。申しわけございません。

○佐藤雅司委員 今の話で1つよろしゅうございますか。退職金ちゅうのは、この企業局会計から出すんですか。共済組合、退職共済とは違うんですか。

○古里企業局次長 企業局職員でございますので、企業局会計のほうから出しております。退職金積み立ても、ちゃんと積み立てております。(発言する者あり)済みません、補足ですが、知事部局の職員が退職する場合は、その勤務年数でそれぞれ、何といたしますか、割り戻しをしてやっておるといことなんです。ですから、プロパーの職員は全額、当然のことながら企業会計のほうから支出すると

いう状況です。

○井手順雄委員長 はい、わかりました。

それでは、これで企業局の審査を終了いたします。

ここで、10分間休憩をいたします。

午前11時25分休憩

午前11時33分開議

○井手順雄委員長 時間が参りましたので、これより委員会を再開いたします。

それでは、これより病院局の審査を行います。

まず、病院事業管理者から決算概要の説明をお願いいたします。

向井病院事業管理者。

○向井病院事業管理者 病院局こころの医療センターの運営に当たりましては、かねてから御指導いただき厚く御礼を申し上げます。

さて、平成23年度決算の説明に入らせていただく前に、前年度の決算特別委員長報告に記載されました、施策推進上改善または検討を要する事項等につきまして、その措置状況を説明いたします。

当局に対しましては「県立病院の医療の質の向上と更なる経営改善を推進するとともに、熊本大学等との連携により常勤医師の確保及び休止病棟の利活用を図ること。また、一般会計からの繰出金が減少するよう運営に努めること。」という御指摘をいただいております。

平成23年度の病院運営に当たっては、良質な医療サービスを提供していくための体制及び経営基盤を構築するため策定いたしました熊本県立こころの医療センター中期経営計画に沿って運営をいたしており、県立病院としての使命及び役割を果たすとともに、安定した経営に努めております。

そのような中、新たな政策医療への取り組

みとして、発達障害を初めとする思春期医療に取り組むため、平成23年度においては、思春期外来開設に向け、関係機関と調整等準備を進め、この4月からこころの思春期外来を開設いたしました。

なお、思春期外来開設に当たっては、休止病棟の一部を活用したもので、今後は思春期外来の進展を見守りながら、さらなる利活用について継続して検討していくことといたしております。

なお、常勤医師の確保につきましては、県内精神科医師不足という状況が続いていることもあって、増員には至っておりません。

一方、経営的には、県財政の厳しい状況を踏まえ、財政当局と協議の上、一般会計繰出金を平成20年度から段階的に25%縮減してきたところでありますが、徹底した経費の削減を行いながら黒字経営を継続しており、平成23年度においても黒字を計上したところでございます。

以上が、措置状況についての説明となります。

病院局は平成20年4月、健康福祉部の一出先機関から経営形態を地方公営企業法の全部適用に移行し、5年目を迎えております。

病院局発足時に、平成21年度から24年度を計画期間とする中期経営計画を立て、県立病院としての使命、役割を果たすため、県内精神科医療のセーフティーネット機能の維持、確保、先導的な精神科医療活動の推進といった方針のもとで、医師確保による安定的な診療体制の確立を図り、高度な医療サービスの提供を進めるとともに、経営的にも一般会計からの繰出金に過度に頼ることのない効率的な運営を図ることなどを目標として取り組むこととしたところでございます。

そして、これらの取り組みに対して、専門家の目で意見を聞くことが必要との考えのもと、外部委員による運営評価委員会を平成22年8月に立ち上げました。学識経験者、県内

民間精神科病院等の方々からさまざまな御意見をいただきながら、県民の皆様方が求めておられる県立病院としての役割のもと、しっかりと医療や経営に取り組んでいるところでございます。

なお、現行の中期経営計画の計画期間が最終年度を迎えており、新たな中期経営計画の策定が必要と認識いたしております。今後、人事、財政当局とも十分協議を行いながら、来年2月議会において報告させていただきたいと考えております。

県立病院は、患者や家族の皆様方、また県内の医療機関の方々に安心、そして信頼される病院運営が求められており、安定的な医師確保や一般会計からの繰入金に過度に頼らない経営体制の構築が重要であると考えます。そのためには、職員一人一人が県立病院としての使命や役割を意識し、どうしたら患者や家族の皆様方に安心して通院や入院してもらえるのか常に考え行動する、そういった意識改革に引き続き取り組んでまいります。

以上が、病院運営の概要でございますが、平成23年度の病院運営及び決算状況の詳細については総務経営課長から説明しますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○井手順雄委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いいたします。松見監査委員。

○松見監査委員 それでは、病院事業の決算審査結果について、御説明いたします。

座ったままでの説明を、お許してください。

病院事業会計の決算審査意見書のほうを、ごらんいただきたいと思っております。

まず、その1ページをお願いいたします。

1ページ、第2の、審査の結果でございますけれども、平成23年度熊本県病院事業会計の決算諸表は、病院事業の経営成績及び財政

状態を適正に表示しているものと認めております。

次に、2の経営状況についてでございます。

(1)の病院事業の経営成績につきましては、総収益が15億3,300万円余、昨年度より813万円減少しております。

一方、総費用のほうは、14億9,600万円余となり、昨年度より329万円余増加しております。この結果、当年度純利益は3,756万8,000円となり、昨年度に比べまして1,142万2,000円減少はしておりますけれども、平成15年度以来引き続き黒字となっております。

次に、飛びまして9ページをお開きください。

9ページの下段のほうになりますが、第3の審査意見について申し上げます。

1つは医師確保についてでございますけれども、熊本大学との連携等により、常勤医師5名、非常勤医師7名の体制は維持できているものの、安定的な医療体制の確立のためには、常勤医師を確保し、とりわけ経験豊富な中堅医師の確保、養成に努めるとともに、医師の職務遂行上の環境の整備及び改善を図る必要がございます。

2の、経営計画の確実な実施についてでございますけれども、熊本県立こころの医療センター中期経営計画のアクションプランを毎年度策定し取り組まれているところですが、医師不足に伴う新規外来者の抑制の影響は大きく、患者数についてはその数値目標を下回っており、医業収益も低くなっております。また、医業収支比率も依然として全国平均を下回る水準が続いております。今後とも、引き続き中期経営計画の実現に向けて、アクションプランを確実に実施し、患者数及び医業収益のさらなる増加に向け取り組む必要がございます。

さらに、外部評価委員会から受けた提言等も反映され、こころの思春期外来開設に向け

準備をされておられますが、一部病棟の利活用にとどまっておりますので、今後とも、病棟全体としての利活用に向けたさらなる検討を早急に進める必要があるとしております。

説明は、以上でございます。

○井手順雄委員長 次に、総務経営課長から、決算資料の説明をお願いいたします。

田原総務経営課長。

○田原総務経営課長 よろしくお願いたします。

まず、決算状況の説明に入ります前に、本年の監査結果公表事項についてでございます。

お手元の資料、監査結果公表事項のとおり、指摘事項はございません。今後とも、適正な事務の執行に努めてまいります。

また、先ほど松見監査委員から決算審査意見として、医師の確保それからアクションプランの確実な実施、それから休止病棟のさらなる活用というふうな御意見がございました。

医師の確保につきましては、熊本大学等の協力により、何とか常勤医師5名を確保しているところでございます。今後も、引き続き関係各機関等に対し、常勤医師とりわけ中堅医師の派遣要請を行うとともに、県ドクターバンクへの登録やホームページでの募集を行うなど、医師確保に努めていきたいと考えております。

それからアクションプランの確実な実施でございますけれども、これにつきましても確実に実施を進めてまいりまして、さらなる医療サービスの質の向上、医療提供体制の強化を図り、患者数の増加それから医業収益の増加につなげてまいりたいと考えております。

また、新たな政策医療として、こころの思春期外来を始めましたけれども、さらに今後の進展を見守りながら、さらなる東一病棟の

利活用について継続して検討してまいりたいと考えております。

それでは、続きまして決算の状況を御説明いたします。

本日お配りしております資料のうち、決算特別委員会説明資料、縦の資料でございますけれども、こちらを中心に御説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページでございます。

病院の概要についてでございますが、平成9年4月1日に新たな、こころの医療センター新病院として運営を開始いたしました。病床数は200床でございますが、うち10床は肺結核合併症のための病床でございます。

また、平成20年4月1日より、医師の不足、こういったものによりまして50床を休止して、現在は150床で運用しております。

それから診療科目は、そこにあります4科でございます。

また、設置根拠といたしましては、精神保健福祉法に基づきまして県に設置が義務づけられている精神科病院でございます。

経営形態は、平成20年4月から地方公営企業法の全部適用というふうになっております。

また、こころの医療センターでは、そこに、中段に掲げております県内精神科医療の中核的機能を有する短期治療型の病院、政策的医療を中心とした高度医療サービスを提供する病院、利用者の人権に配慮したアメニティーに富んだ病院、及び地域とのつながりを持った開放的な明るい病院という4つの基本理念のもと、医療活動を行っております。

その下の四角に重立った特徴を述べておりますが、まず、②重大な犯罪を犯した精神障害者、措置入院患者の治療を行っております。

措置患者の受け入れ状況は、全県で43人でございますが、そのうち私どもが10人を受け入れており、23.3%ということで、最も高い

受入率になっております。

また、それら措置患者の問題行為は、そこに掲げているとおりでございます。

また、③にありますとおり、覚醒剤、アルコール等の薬物中毒・依存症、それから受刑者出所後の地域生活定着支援、こういったものにも取り組んでおります。

それから、④でございますが、他医療機関等からの治療困難患者の受け入れが多いというのが、私どもの病院の特徴でございます。入院患者の41.8%、外来の45.6%が依頼・紹介患者で、重度の患者が多いという状況でございます。

それから、2ページでございますが、⑤、熊本県が行っております精神科救急医療システムにおきまして、輪番病院それから精神科後方病院としての役割を果たしているところでございます。

以下、⑦の精神科デイケア等の活動にも取り組み、それから⑧、⑨で、地域への開放等、地域に溶け込んだ病院を目指しているところでございます。

Ⅱの下段は、組織図でございます。説明は省略いたします。

それから、3ページでございますが、平成23年度の医療の状況を説明しております。

中段の図1)をごらんいただきたいと思えます。

ここに、1日平均の入院患者数、棒グラフで示しておりますが、平成20年度に50床を休床したことから、患者数は減ってはおりません。

病床の利用率につきましても、平成20年度80.4%、それから78%前後を維持しているというふうな状況でございます。

平均在院日数、その下の図2)でございますが、これでは平均在院日数142.9日ということで、22年度からは若干伸びておりますが、ほかの民間の県内平均の299.5日と比較しますと、短期の在院日数となっております。

それから、4ページをお願いいたします。

外来患者の数でございますが、これも平成20年度、医師が退職したことによりまして、新患の受け付けを抑制しているところでございます。そのために、20年度から1日平均の外来患者数は減っております、現在は90人前後を維持しているというふうな状況でございます。

なお、平成23年度の新規の外来患者数につきましては、抑制を少しずつ緩和しております、平成23年度は362人を受け付け、前年度の265人から97人増加している状況でございます。

それから、経営の状況でございます。4ページの下段でございますが、決算の状況は、総収益15億3,300万円余に対しまして、総費用は14億9,000万円余でございました。3,756万8,000円の黒字となったところでございます。

医業収益は若干の増でございました。ただ、医業外収益が一般会計からの繰入金の減等によりまして減っております。

医業費用につきましては、842万2,000円の増となっております。これは、施設の老朽化等に伴う修繕費の増加等によるものでございます。

なお、先ほどの黒字は確保いたしましたけれども、前年度から比べますと1,100万円余の減となっているところでございます。

5ページの表が、決算の状況を詳しく述べているところでございます。

なお、中段以降でございますが、資本的収支を含む一般会計からの繰入金の状況を整理しているところでございます。

平成19年度9億7,000万円余の繰入金をいただいておりますが、23年度は7億4,000万円余と、おおよそ2億3,000万円の減少となっているところでございます。

また、前年度に比べますと、前年度9億円余から7億4,000万円余と減少しているところ

ろでございます。

なお、22年度の一般会計負担金の資本的収支のところ、1億6,000万円程度の繰入金をいただいておりますが、これは国の経済対策に伴う補助金をいただいたものでございます。これに伴いまして、病院の外壁の塗りかえを行ったところでございます。

それから、6ページをお願いいたします。

6ページの図4)でございますが、ここで累積欠損金の推移をグラフで示しております。棒グラフでございますが、平成14年度16億円ございました累積欠損金、その後15年度以降黒字が続いておりまして、順調に減っております。23年度は、約7億8,000万円の累積欠損金というふうな状況になっているところでございます。

それから図5)に示しておりますのが、人件費と医業収益に対する人件費比率の推移でございますが、医業収益に対する人件費率、折れ線グラフで示しておりますが、23年度113.5ということで、医業収益で人件費を賄っていないという状況はずっと続いている状況でございます。

それから、7ページをお願いいたします。

私どものほうで中期経営計画を策定して、それに基づいて病院運営をやっておりますけれども、その経営目標と実績値の比較を示したものでございます。

中期経営計画策定時には、1日の入院患者数120.5日、外来患者数98.7人というふうな形でそこに示しておりますが、それに基づきまして経営目標値をその(a)の欄に掲げているところでございます。それに対しまして、平成23年度の実績値を(b)の欄に示しておりますが、経営目標を達成いたしましたのは、作業療法件数のみというふうなことになっているところでございます。これも、やはり医師の不足とかそういったものが影響しているというふうに考えているところでございます。

それから3番、一番下でございますが、新たな政策医療への取り組み状況ということで、県政の課題となっております発達障害者を支援する観点から、平成24年度からの思春期外来開設に向けての準備を、平成23年度は行ったところでございます。

また、これに伴いまして今年度、私どもの常勤医師を半年間東京のほうへ研修に出しております、その医師が戻ってまいります11月から、さらに充実をしていきたいということで考えているところでございます。

病院の運営状況については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○井手順雄委員長 以上で病院局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんでしょうか。

○重村栄委員 2点お聞きしたいと思えます。

まず、決算審査意見書の中の9ページ、ちょうどまん中ほどに、医業収支比率、全国のもの比べて下回っているということですが、この辺の原因というか要因というか、それは何なんですか。

それからもう1点。今、説明された資料の6ページ、人件費と医業収益に対する比率で、医業収益で人件費を賄っていないということですが、これに対する改善というか、どういうことを今されようとしているのか、その辺をお聞かせいただきたい。

○田原総務経営課長 まず最初に、審査資料にございます医業収支比率のことでございますけれども、これにつきましては、入院単価は増加いたしましたけれども、全国平均を下回っておりますのは、これは——私ども精神科の単科病院でございます。そのほかの各県の病院はいろいろ内科とか外科とかそういったものを持っております総合病院でござい

して、なかなか診療報酬の関係で精神科病院の経営状況というのは、民間病院を含めまして相当厳しいというふうな状況がございます。ですから、そういったことで、精神科単科病院ということで、全国の平均に比べると若干、経営は悪いというふうな状況でございます。

それから人件費比率の問題でございますが、私ども県立ということでございますので、看護師等につきましては終身雇用というか最後まで勤めていただくというふうな形で、年齢構成でいきますと結構高めの方がいらっしゃるというふうな状況が1点ございます。

ただ、これに対しまして、私どもといたしましては、正職員がやめていきますけれども、その後どのような形で補うかということで、非常勤職員の活用とかそういった形で正職員の比率を少しずつ落としている状況ではございます。

以上でございます。

○重村栄委員 確かに精神科の単科ということで厳しいんだろうとは、おおよそ推定がつくんですけども、一応、診療科目として内科とか標榜されていますよね。こういったものの活用はどうなんですか。

○田原総務経営課長 私ども内科というのを標榜しておりますが、これは、私どもが結核を合併している患者さんを受け入れるというふうな病院でございますので、それに対応するために内科というふうなことで上げているところでございます。また、現在は高齢の方もふえてまいりまして、結構、精神科の病状だけではなくて内科的な病状も受けて、胃とかそういったふうな、消化器系とかそういったものの症状を抱えていらっしゃる方もいますので、そういった方に対応するために内科というのを標榜しております。ですから、内

科だけの患者さんというのは、受け入れてはおりません。

○重村栄委員 現在は、その内科という形での受け入れはないということですよ。将来的には、これは、内科という標榜されている診療科目を生かすという考え方はないんですか。

○田原総務経営課長 私どもが精神科病院ということで、精神保健福祉法に基づきまして設置されている病院でございますので、内科だけ、内科だけの症状を訴えられる患者さんというのは、受け入れというのは多分行わないと思っております。

○重村栄委員 それは、法的にだめなんですか。経営方針として、しないということなんですか。

○田原総務経営課長 法的には可能かと思えますけれども、経営方針として私どもは、やはり精神科病院としての役割を果たしていくというふうに考えておりますので——実態といたしましては、まだそちらのほうまで全然出る余裕がないというのも実態としてはございます。

○重村栄委員 それは、医師の数の問題とかそういったことで現実的に対応は難しいということですか、それとも地域的な需要がないということですか、どちらですか。

○田原総務経営課長 地域的な需要については、詳しい資料はございませんけれども、熊本県内、内科とか外科とかそういったふうな一般診療科目につきましては結構充実していると聞いておりますので、私どもの病院に対する要請というのは、そう大きくないのではないかと考えているところでございます。

○向井病院事業管理者 今回の重村先生からのお話についてもですね——私のほうの病院が精神科の病院として立ち上がって、そしてずっと続いてきている。そして今、ダブった話になりますけれども、結核の病棟を10床抱えている。ほかにないわけですから、県立病院としての役割の中でそれを維持している。そういう中で、内科の先生がお見えになっているときもありましたが、現在やっぱり病院を離れられました。結核の患者さんがいらっしゃるときには、近くの病院から、国立の病院から派遣していただいて、診ていただいたりとかいうこともあっているんですけど、基本、内科の先生がお見えになっても精神科の患者さんを診ていただいているというのが現状でございます。

他県のように、一般科を持っているところ——経営的に見ればですね、やはり一般会計からの繰り入れを、相当入ってきているということをお考えますと、やはり精神科単科でいっていたこれまでの熊本県の、病院としてもってきたのは正解だったなというふうに、私は経営的には考えております。

果たして——県立病院として一般科がやっぱり必要だという県民のニーズなり、そういったことがあれば、またやっていかなければいけませんけれども、そうすると、やはり先ほどの人件費比率じゃないですけども、看護師さんなり、あるいは——お医者さんはそうじゃないんですけども、非常に我々の給与とか民間に比べて高い、そういう中で、ふえれば費用もかかるということですから、果たしてそれはどうなのかということ、しっかり議論の中で、改めて一般科については、やっぱり議論が必要だろうというふうに思います。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○池田和貴副委員長 人件費の問題が出たので、ちょっと関連してなんですけど、今の、定年制の延長の話があって、今は60歳過ぎた人でも希望すれば再度雇用すると、今度は65歳まではもう雇わなければいけないというふうに制度が変わったわけですが、この辺の適用は、やはり病院、ここの病院も当然適用されることになると思いますし、そのことについてはどういうふうに対応されようとしているのか、また、その辺の影響についてちょっとお願いできますか。

○向井病院事業管理者 確かに今は65歳まで再任用という形が制度としてありますし、我々も県立の病院ですから、同様な対応をしています。

それで、課長から冒頭に申し上げましたとおり、非常に重篤な患者さんを持っておりまして、平成20年度7名の常勤医が、4名やめました、3名になりました。これの大きな要因は、疲弊という部分でございました。実は看護師も同様な状況でございまして、やはり非常に、何といいますか、暴力を振るわれたり、あるいは罵声を浴びせられたりという、そういった環境の中で仕事をしております。やはり、これまで再任用というお話は個別にありましたけれども、ただ再任用の実態としては、もうぜひ再任用はお断りをするというのが、看護師側からのお話でございました。

そういったことでですね、なかなか、厳しい環境の中で仕事をするということの中には、事務方みたいに誰もがというようなことには、基本ならないんじゃないかなというふうな、私なりの感触を持っております。

○池田和貴副委員長 わかりました。大変な状況というのは、よくわかりました。なるほどですね。

わかりました、言いたいことはちょっとあつとばってん、何かまとまっとらんけん、済みません。

○井手順雄委員長 ほかに。

○前田憲秀委員 今、御説明があったように、病院事業の総収益が、15億円のうち一般会計負担が7億ということですので、企業会計の原則にのっとっていろいろ資料もつくっていただいているんですけども、普通の企業さんのお話としては、非常に大変な中での報告だなというのも実感をしております。ただ、設置義務もありまして、これからも、今までもそうですけれども、これからも非常に必要な診療科目でもあるというふうに私は思っておりますけれども、そんな中でも、先ほどから話があるように、従業員さんの士気の問題もあるでしょうし、経営手腕というのは非常に、公立病院ではありますけれども、これから重要になってくるのではないかと思います。

そんな中でも、数値的に見るに、例えば稼働率を上げるだとか外来数を上げるだとか、そういったところが喫緊の経営改善といえますか、収益を上げるための目標と位置づけていいんでしょうか。そういう見方でいいんですかね、どうですか。

○向井病院事業管理者 何度も申し上げますが、非常に重篤な患者さんお見えになりますので、やっぱりそこには民間病院と違って、お一人の患者さんに対するやっぱりエネルギー、人というものが必要になってくる。実は、そう言いながらも、やはり10億円一般会計からいただいていた中で、これはこのままではということで、冒頭申し上げましたとおり25%、2億5,000万削減をしまりました。これはどういうことをやったかという、例えば看護師さんの中で、何とか1人で

も2人でも臨時、嘱託に回せないかということをしてしながらやってきました。この何年間で——ちょっと10年スパンを見ましたけれども、約3割以上の人を、正職員を減らしました。そして、委託に回したり、あるいは嘱託を臨時に回していました。

実は、やはり病棟がですね、ちょっと危機的な状況にもなりつつありましたので、24年度で実は少し寄り戻しをいたしました。やっぱり結果的に——余り減らされると、非常に医療的には問題が起きる、事故が発生するという。自殺の起動があったりとか、そういうようなこともあったものですから、やはり経営と医療という面でのバランスをしっかりとりながらやっていかないといけない。どこを減らせば大丈夫だけれども、どこを減らすと危ないとか、そういう見きわめをしながらやっていかないといけないという状況でございます。しっかり、そこら辺は財政当局にも訴えながら——今の7億5,000万円まで減らしていた実態はあります。でも、何とか黒字を、ぎりぎりですけれども、もっていきながらやっている。「これ以上、本当に減らさないか」という、多分来ると思いますがけれども、そこら辺はしっかり訴えながら、しかし県民の皆様からの御要望である、今の、発達障害を含めて思春期医療あたりには、新たに先生たちをお願いしてチャレンジしたいと、そういうことで何とかやっていきたいというところでございます。

○前田憲秀委員 私も、一般の診療所や病院と同じような見方をするつもりもありませんし、そうであってもなかなか難しいのかなという認識でもあります。ただ、しっかり、何回も言いますが、従業員さんの士気と経営体としての動きというのは、非常に大事なかなというふうに思いますので、先ほどの外来人数の向上だとか平均在院日数を少しでも上げるだとか、そういった部分も含めて、ほ

かの精神科の医療機関との連携もですね、やっぱり非常に密にしていけないと今後はいけないのじゃないかなというふうにも思っております。今度の中期計画でも、そういったものもしっかりアピールできるようにですね、ぜひ表現をしていただきたいなというふうに、要望もさせていただきます。

以上です。

○西岡勝成委員 私も随分長いこと議会にありますけれども、病院会計を改善するために今までいろいろな意見が出ました。要するに、臨時の職員を入れるとかそういう話の中で、今、向井局長の話は大事だと思うんですね。やっぱり医療と経営の、もう要するに限度ちゅうものがあって、余りにもその経費を詰めていくとね、やっぱりそういう問題も出てくる。特に、特殊な病院での医療体系、看護体系というのは非常に難しい部分があるので、余り経理的な面だけから詰めていきますとね、またいろいろな問題が出ますので、その辺は十分配慮されながらやってほしいと思えますが——1つ質問なんですけれども、昨年から発達障害を初めとする思春期医療に取り組むために、新しい部署、こころの思春期外来を開設された。非常にいいことだと思う。この前、私も向井局長と一緒に横浜を視察させていただいてですね、この発達障害の難しさといいますかね、もう多種多様で、簡単に我々が考えているような病気ではないし、そして広がりを見せておると、原因もまだわからない部分があるということで、これは本当に、県民からするとやっぱり非常に病院として期待される部分が多いと思うんですけれども、もうことしのことになりますけれども、準備されて今年近く過ぎてですね、感じとしてどうなのか、医師の確保も含めてちょっとお話をお聞きしたいと思います。

○田原総務経営課長 私どもは、4月から思

春期外来を開設しております。ただ、医師の問題につきましては、やはりその専門医という方が県内を見ましても不足している状況というふうに聞いております。ですから私どもも、民間のですね、思春期を実際に見ていらっしゃる先生方、こういった方々をお願いしてですね、非常勤という形で来ていただいて、週1回の半日という形で一応開始したところでございます。ですから、かなり綱渡りといえますか、まだ安定した状況ではございません。

ただ、先ほどもちょっと御説明いたしましたけれども、私どもに派遣していただいた常勤医師1名を、思春期ということで、東京のほうへ半年間ちょっと研修に出しました。そのお医者さんが戻ってきたら、少しはその診療日数とかそういったものについても充実ができるのかなとは考えております。

ただ、医師に限らず、例えばその思春期、発達障害等を診ます心理士とか何かそういったふうなスタッフのやはり人材不足というののもちょっとございまして、なかなか思うように進まないというのが今のところの実態でございます。

○西岡勝成委員 実際の、外来の患者の方々はどうなんですかね。

○田原総務経営課長 4月から、私どもが9月まで受け入れました新患の方は17名でございます。再診の方は45名ということで、計62名の方を今診察しているというふうな状況でございます。

○西岡勝成委員 これは、準備されて、時代の流れに即応した非常にいいことだと思いますので、ぜひ充実強化をして、県民の負託に応えられるような病院にぜひしていただきたいと思えます。これからの大きな課題だと思いますので。

○早田順一委員 先ほどからお話を聞かせていただいております、本当に特殊というか病院ということで大変御苦勞もあっているかというふうに思っております。

それで、その人材不足とかの、今いろいろ出ていますけれども、職員さんに対する安全管理というか、その辺がきちっとやっぱり充実していかないと、なかなか、あそこの病院には行きたくないとかそういうのが出てくるんじゃないかと思うんですけれども、その点の、安全管理面というのはどのようになっているんでしょうか。

○田原総務経営課長 私どものほうでは、病院の中に安全管理のための委員会というのを持っております、そこでいろんなアクシデント、インシデント、そういったものについて情報収集し、分析して解決に当たっているところでございます。本当に、もうどんなことでもいいから、細かいことでもいいからですね、各スタッフが気づいた、例えば、あそこは転びやすいとかですね、何かそういったふうな細かい患者さんの情報を全部上げていただいて、それに向けて原因は何かを追求して、そしてそれに対してどう解決していくのかということ、病院全体で考えているところでございます。

スタッフにつきましては、いろいろやはり、先ほど局長が申しましたとおり、患者さんの暴言とか暴力とか、そういったことで看護師がメンタル的に少し参るような状況はございます。ただ、そういったものに対しましては、看護部長それからそれぞれの病棟の師長、それから私ども事務も含めまして、常に情報アンテナを高くしてですね、情報を集めて、いろいろ面談とかそういったことで、そういったストレスの解消には努めているところでございます。

研修会につきましても、医療安全について

の研修会も年に一、二回行っております、一応スタッフを集めて、どういった心構えでその安全に対して臨んでいくとか、あとは自分のストレス解消法をどうするかとか、そういったことにつきましていろいろと研修しております。

また、院内感染につきましても、ノロウイルス対策とかそういったことにつきましても、院内で研修会を開いて、それぞれ病院として過ちがないように一生懸命取り組んでいるところでございます。

○井手順雄委員長 ほかに。

○佐藤雅司委員 公立病院としてのですね、役割、それからこの病院のですね、やっぱりいわゆる県民からの負託に基づいたですね、そういう——総合的に勘案して、本当に大変だろうなというふうに思います。

それから我々の地元の公立病院であってもですね、公共性はあると言いながら、やっぱり一般会計からの負担の繰り入れをですね、1億円あるいは2億円しているような状況で、この辺も随分と前から問題になっているということだろうと思うんですけれども——病院というのはやっぱり医師確保ですよね。それで常勤5、非常勤7という中でですね、やっぱりやりくりは大変だろうなと思っております。それから、専門いわゆる精神的なですね、精神科の先生方の医師確保というのも大変だろうと思っておりますけれども、先ほど出ておりますけれども、具体的な医師確保は、向井管理者のほうも相当御腐心なさって、熊大病院とここに書いてありますけれども、あるいは政治的観点からですね、いろんなアプローチをされることもあると思うんですけれども、熊大あたりは「わかりました」と、すんなり話を受け入れてくれるのか、あるいはいろんなですね、先生方ですね、いろんなニーズを聞きながらやっているのか、

その辺の具体的なやり方をちょっとお聞きしたいなと思っておりますけど。

○向井病院事業管理者 大変ありがとうございます。

この20年の、全適に、病院局に移行したときに、先ほど申しましたとおり、7名の常勤医のうち4名やめられた、疲弊されてやめられたと。非常に、重篤な患者さんを診るに当たって大変もう御苦労なされて、もうやめるということでやめられて、残られた院長を初めとする方たちも非常に御苦労なされておまして——やはり先生がいなくなるというのが、一番これはもう病院にとって危機です。だから、そこを何とかふやすというやり方として、今、熊大にお願いしたり、当時は久留米大学に行ったり佐賀大学にも行きましたけれども、もうやっぱり派遣する医師はいないというふうなお話でございまして、なかなかふえない。

で、実は精神科の、熊大の医局につきましては——実は今の池田教授という先生、大学教授がいらっしゃいますけど、この先生が5年前に熊本にお見えになりました。それ以前の、実はその医局では、臨床医が実は育っていないという現状でありました。やっと5年、できてから5年で徐々にふえているという現状なんですけど、医師不足全体として、例えば小児科がない産婦人科がないという、いわゆる偏った——もう、自分の先生の意味でどういう方向に進むということが、もうそういう時代になってきました。医局が握っておくというような時代ではなくなってきているということです。その、精神科医もちろん入る先生方も少ないし、まだ5年、今やっと医師、一人前として外に出るような、そういう状態の先生方がやっと出てこられているというところでございます。

うちも若い先生がほとんどで、院長を初めとしてもう1人、40代の先生が2人いらっし

やるぐらい。若い先生です、30代ぎりぎりとかですね。ですので、なかなか中堅の先生たちがお見えにならないし、ましてや熊大から派遣は——池田教授は、国立と県立には、やっぱりしっかりやろうじゃないかというお言葉をいただいております。5名ですけれども、ほかの民間の病院と比べれば、やはり恵まれているんだろうというふうに思います。

一方でですね、精神科の先生方、民間も非常に厳しゅうございますので、例えば保健所長であったりあるいは精神保健福祉センターの所長であった精神科医は、民間のほうに逆にもう引き抜いていく、今不足しているという、そういった状態になっているような現状なんです。

我々も、やはり熊大の池田教授にしっかりと、たびたび情報を提供しながら、いろいろな御意見を伺いながら、この発達障害とか何かの取り組みなんかについても、御意見を伺いながら、それを取り込むことによって、やっぱり今後もしっかりとした医師派遣につながっていく、そういうような取り組みでやらせていただきたいというふうに思っております。

○佐藤雅司委員 田舎のほうばかりが医師不足かなというふうに一般的には考えられがちですけれども、市内でもそうだと、しかも公立病院でもやっぱりそういう状況だということですね、国の、全体の制度から考え直さなきゃいかんという思いはあるんですけれども、これから本当に大変だろうと思っておりますけれども頑張ってほしいなというふうに思っております。

以上です。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○井手順雄委員長 なければ、これで病院局の審査を終了いたします。

午後1時20分まで休憩いたします。

午後0時18分休憩

午後1時23分開議

○井手順雄委員長 それでは、委員会を再開いたします。

これより教育委員会の審査を行います。

まず、教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、田崎教育長。

○田崎教育長 平成23年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、教育委員会関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

決算特別委員長報告第4の1「収入未済の解消については、未収金対策連絡会議における徴収ノウハウの共有化や取組マニュアルの改訂などにより、適正な債権管理に向けた取組みがなされ、成果も上がりつつあるが、歳入の確保、負担の公正・公平の観点から、今後とも、債権管理を徹底するなど徴収促進に努めること。」及び第4の12「育英資金貸付金等の未収金解消の取組みについては、従前に比べかなり改善されているが、今後とも、就労状況調査など債権管理を徹底するとともに、非協力的な者については、法的措置も含めて対策を講じること。」について御説明をいたします。

未収金解消の問題につきましては、まず、育英資金貸付金においては、毎月の滞納発生後、直ちに本人、連帯保証人、保証人に対して催告を実施し、滞納の早期解消に努めています。

また、所在が不明な滞納者の所在の把握や生活困窮の申し出があった者の事実確認を行うなど、債権管理の徹底に努めております。

長期滞納者や非協力的な者につきまして

は、法的措置として、支払い督促申し立てを行い、支払い督促後、納入がないものについては、強制執行申し立てにより給与や自動車などを差し押さえ、未収金の回収に取り組んでおりますが、滞納者及び未収金が減少に転じるなど、一定の成果が出ているところであります。

また、定時制通信制修学奨励資金につきましても、債務者の状況を踏まえ、各事案ごとに対応方針を定めて未収金回収に取り組み、育英資金に準じた法的措置により、一部の債務者からは返還が開始されるなど、一定の成果があらわれているところであります。また、債務者所在不明の事案等につきましても、所在を突きとめ、債務承認等により時効を中断するなど、適切な債権管理に努めております。

次に、スクールカウンセラー報酬等返還金につきましても、債務者の平成23年の就業開始を契機に、計画的な分納を指導し、現在、計画に従い、確実に返還されているところであります。

最後に、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金の未収金につきましては、関係市町村教育委員会等を通じて、未納者への催告強化や分納誓約書の徴取及び分納指導等の働きかけを行っております。

また、未収金特別対策として、関係市町村の担当者と共同して、未納者に対する個別訪問を実施し、生活状況等を把握した上で、状況に応じた返還指導等を行い、未収金の解消に取り組んでおります。

次に、報告第4の3「物品調達等に関する不適正経理の再発防止については、職員の意識改革や資質の向上、不適正経理を防止する物品調達・物品管理システムの構築、予算執行システムの見直しなどが着実に進められているが、一部浸透していない面が見受けられるので、今後ともこれらの取組みを一過性のものとせず、職員一人一人の法令遵守意識の徹底や組織的なチェック体制の強化など全力

をあげて取り組むこと。」について御説明をいたします。

まず、不適正経理の再発防止に向け、教職員一人一人の意識の徹底を図るため、ことし1月から3月にかけて、県立学校を含む全所属において不適正経理再発防止研修を実施したところです。今年度も、全所属において年内をめどに研修を実施することとしております。

また、県立校長会や教育事務所長会等さまざまな機会を捉え、不適正経理再発防止の意識啓発に努めております。

組織的なチェック体制につきましても、出納局が実施する会計責任者研修や出納局通知に基づき、納品検査における責任の明確化や執行状況の確認の徹底等、着実に実施してまいります。

次に、平成23年度熊本県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算のうち、教育委員会関係の概要につきまして御説明をいたします。

お手元の決算特別委員会資料の1ページをごらんください。平成23年度歳入歳出決算総括表をごらん願います。

歳入は、一般会計、特別会計を合わせた予算現額349億7,437万5,000円に対しまして、調定額358億4,900万2,000円、収入済み額356億5,308万4,000円、不納欠損額60万5,000円、収入未済額1億9,531万3,000円、収入率99.5%となっております。

歳出は、一般会計、特別会計を合わせた予算現額1,590億5,234万2,000円に対しまして、支出済み額1,553億8,384万5,000円、翌年度繰越額15億6,138万5,000円、不用額21億711万2,000円、執行率97.7%となっております。

繰越事業は、主な内容としまして、県立高等学校施設整備事業、耐震改修事業、特別支援学校施設整備事業等となっております。年度内に整備をすることが困難であったため、繰り越したものでございます。

以上が教育委員会関係の平成23年度の決算概要でございます。

なお、詳細につきましては、各課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井手順雄委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

田中教育政策課長。座ってお願いします。

○田中教育政策課長 教育政策課長の田中でございます。

それでは、着座のまま説明させていただきます。

まず、定期監査における公表事項につきまして御説明申し上げます。

まず、備品の管理についてでございます。

デジタルカメラを亡失したことについて、紛失原因を明らかにし、再発防止策を講じるようにとの御指摘をいただいております。

当課のデジタルカメラの亡失につきましては、課内及び庁内各課を捜しましたが、発見されませんでした。使用簿に記載すれば誰でも使用できる状態で保管しており、使用や返却時の現物確認が十分ではなかったということが、亡失の原因と考えております。

再発防止策といたしましては、持ち運びが容易なビデオカメラ等につきましては、保管場所を施錠できる金庫内といたしました。また、備品の貸し出し、返却時に必ず使用責任者等による現物確認を改めて徹底するとともに、所属職員に対し、物品の適正管理に関する研修を行いました。

引き続き、熊本県物品取扱規則等の関係法令に基づき、備品の適正管理に努めてまいります。

次に、説明資料2ページの歳入について御説明いたします。

使用料及び手数料は、教育センター敷地内の電柱と自動販売機設置に対する行政財産使

用料でございます。

次の国庫支出金、これは文部科学省から委託されました社会教育調査に係る委託料でございます。

次の財産収入は、教育事務所長宿舍及び教職員住宅の家屋貸付料並びに県有地の土地貸付料でございます。

次のページ、諸収入でございます。

教育委員会ホームページ等へのバナー広告料及び諸手当等の返納でございます。

以上、歳入につきまして、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、説明資料4ページの歳出について御説明いたします。

まず、教育委員会費でございます。これは、教育委員への報酬、教育委員会運営費でございます。

次の事務局費、これは、課及び教育事務所の運営費、熊本県教育情報化推進事業、県立学校校務情報化推進事業等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、経費節減及び入札に伴う執行残でございます。

次の教職員人事費でございます。

これは、教職員住宅に係る経費及び教職員福利厚生事業費等でございます。

不用額の主な内容は、教職員住宅修繕及び廃止した住宅解体の入札に伴う執行残でございます。

5ページの教育センター費でございます。

教育センターの運営費、教職員研修等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、経費節減及び入札に伴う執行残でございます。

恩給及び退職年金費でございます。

これは、共済制度発足前の退職者やその遺族に対する恩給、扶助料でございます。

不用額は、受給者の年度途中の死亡が見込みを上回ったことによる執行残でございます。

教育政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○柳田学校人事課長 学校人事課の柳田でございます。着座のまま説明させていただきます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、歳入について御説明いたします。

説明資料の6ページをお願いします。

まず、使用料、手数料でございますが、主なものは、教員免許授与等に伴う教員免許更新手数料や県立学校入学金でございます。

次に、7ページをお願いします。

上段の国庫支出金でございますが、主なものとしましては、公立高等学校の授業料無償化に伴う授業料不徴収負担金、義務教育教職員の給与に係る義務教育学校職員費負担金、それから日本人学校派遣教員の給与に係る在外教育施設教員派遣事業委託金でございます。

次に、8ページの財産収入でございますが、主なものとしまして、特別支援学校での作業実習に係る実習生産物売り払い収入でございます。

次に、諸収入でございますが、主なものとしましては、震災で宮城県へ派遣した教職員の給与に係る派遣職員負担金、それから県立学校の売店の電気料等に係る雑入でございます。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、9ページをお願いします。

歳出について、主なものを説明いたします。

まず、事務局費、教職員人事費でございますが、予算額及び不用額のほとんどが教職員の退職手当でございます。

不用額につきましては、自己都合等の退職者が見込みよりも少なかったことによりまし

て、執行残が出たものでございます。

続きまして、小学校費の教職員費、それから中学校費の教職員費及び10ページの1行目にありますけれども、高等学校費の高等学校総務費でございますが、不用額は、いずれもそのほとんどが教職員給与費の執行残でございます。

教職員給与費につきましては、年度途中での休職や育児休業等による変動が発生するため、一定額の予算を確保しておく必要がございますので、結果的に執行残が多くなっております。

今後とも、人件費等の予算計上に当たりましては、できるだけ執行残が小さくなるように努力してまいります。

次に、全日制高等学校管理費、定時制高等学校管理費、通信教育費でございますが、これは高等学校の光熱水費や事務局経費等の管理運営に係る経費でございます。

不用額は、各学校において光熱水費や事務局経費を節減したための執行残でございます。

最後に、特別支援学校費でございますが、これは特別支援学校に係る教職員の人件費並びに学校の管理運営費でございます。

不用額につきましては、教職員の人件費の執行残と管理運営に係る経費節減による執行残でございます。

学校人事課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○石川社会教育課長 社会教育課の石川でございます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、説明資料11ページの歳入について御説明いたします。

使用料及び手数料につきましては、県立図書館及び青少年の家における行政財産使用許可に伴う使用料収入でございます。

国庫支出金につきましては、地域活性化対策等に伴う国庫補助金及び文部科学省の委託事業実施に伴う国庫委託金でございます。

次に、12ページになりますが、上段の財産収入につきましては、熊本県青年会館敷地の貸付料等でございます。

下段の諸収入につきましては、平成22年度国庫補助事業の補助金額の確定に伴う市町村からの精算返納金等でございます。

繰越金につきましては、前年度明許繰越分でございます。

歳入については、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、13ページの歳出について御説明いたします。

社会教育総務費については、職員給与のほか、社会教育及び生涯学習の振興に関する事業、生涯学習推進センター及び青少年教育施設の運営等に係る経費でございます。

不用額が生じた主な理由は、青少年教育施設管理運営費に係る入札に伴う執行残や経費節減に伴う執行残でございます。

図書館費につきましては、県立図書館の管理運営費でございます。

不用額が生じた主な理由は、県立図書館の子供図書室増改築工事及び図書の自動貸し出しシステム整備を行った光をそそぐ読書環境整備推進事業に係る入札に伴う執行残や経費節減に伴う執行残でございます。

社会教育課は以上でございます。御審議のほどよろしく御願いたします。

○小田文化課長 文化課長の小田でございます。

まず、定期監査における公表事項が2点ございましたので、御説明いたします。

1点目ですが、「美術館の観覧料の減免については、平成22年度の監査において、所定の手続きを経ずに独自の減免に関する内規が定められているので、改善を図るよう指摘し

ているが、その後も、同様の内規のある装飾古墳館と併せて統一して定めるとされていた減免基準が未だ定められていない。減免基準について、美術館及び装飾古墳館とも連携し、速やかに、所定の手続きを経て定めること。」との御指摘がありました。

減免基準の策定がおくれてしまったのは、文化課、美術館及び装飾古墳館が、減免の範囲などの協議に時間を要してしまったためです。この減免基準は、御指摘を受けて既に策定済みでございます。

2点目ですが、入札手続きにつきまして「文化財資料室収蔵庫北棟建築工事、文化財資料室新営収蔵庫南棟建築工事が工期、工法、工事場所が一致し、工区分割の合理的な理由がないにも拘らず、工区分割を行い、指名競争入札で各々契約されている。合計設計高が30,000千円以上であり、条件付一般競争入札の手続きが必要である。工事請負契約において、工区分割の合理的な理由がなければ、設計高が30,000千円以上の契約は、競争参加資格審査会を設置し、条件付一般競争入札の手続きをとること。」との御指摘がありました。

本件の予算は、繰越予算であり、年度内に条件付一般競争入札により発注し竣工する必要がありましたが、担当者が事務手続にふなれであったこと及び組織として進行管理が不十分であったことから、発注準備に時間を要し、年度内の竣工が厳しくなってしまったためのものです。

今後は、本事案のような重要な案件については、組織として確実な進行管理を行い、適切な発注を行ってまいります。

次に、説明資料の14ページの歳入について御説明いたします。

14ページから15ページの使用料及び手数料のうち、主なものは、装飾古墳館観覧料及び美術館観覧料でございます。

15ページから16ページの国庫支出金のう

ち、主なものは、美術館の改修工事などを行いました住民生活に光をそそぐ交付金や遺跡の発掘調査に対する国庫補助金である遺跡発掘調査費補助、史跡等の重要文化財の保存に対する国庫補助金である史跡等保存整備費補助でございます。

また、18ページから19ページの諸収入のうち、主なものは、国等からの発掘調査の受託に伴う発掘調査受託事業収入でございます。

歳入につきましては、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、20ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

まず、文化費のうち、主なものは、国・県指定文化財の保存、整備に対して県補助金を交付する文化財保存整備事業、国等からの受託事業が主であります公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査、鞠智城整備事業並びに文化課職員31名分の人件費でございます。

文化課の不用額のうち、主なものは、委託料、工事請負費等の入札残と経費節減に伴う執行残でございます。

次に、美術館費のうち、主なものは、展覧会事業費、永青文庫推進事業費並びに美術館職員16名分の人件費でございます。

美術館費の不用額のうち、主なものは、常設展示室改修工事に伴う入札残及び経費節減等に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料の1ページの繰越事業について御説明いたします。

文化財保存事業として、154万9,000円でございます。

内容は、熊本城整備、馬具櫓、そして続堺の復元でございますが、これに要する補助金の1件でございます。平成23年度当初予算で計上しておりましたが、この整備を承認する国の専門委員会が延期して開催され、事業着手がおくれたため、事業費の一部につきまして平成24年度に繰り越すものでございます。

続きまして、附属資料の16ページの県有財

産処分一覧表について御説明いたします。

熊本市東区小峯にありました文化財収蔵庫跡地の売却を行いました。売却額は2億9,200万円でございます。収蔵庫内にありました埋蔵文化財等につきましては、熊本市南区城南町にございます文化財資料室へ移動をさせ、集約しております。

文化課については以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○後藤施設課長 施設課長の後藤でございます。

まず、定期監査における公表事項につきまして御説明申し上げます。

物品購入代金の過年度支出としまして、平成21年度末及び平成22年度末に納品されました営繕積算システム用CD-ROM、平成22年版及び平成23年版が未払いとなっていたため、過年度支出としまして、平成23年度に支払を行ったことにつきまして、物品購入の意思決定、発注、納品検査及び支払いに至る過程について組織的にチェックし、適正な会計処理を行うよう指導がありました。

これを受けまして、再発防止のため、定期的に研修を実施し、例年購入する物品については、一覧表を作成の上、情報の共有化を図り、庶務班長及び各係長が相互にチェックする体制をとるなど、所属長を初めとして事務処理改善に取り組んでいるところでございます。

次に、説明資料の歳入につきまして御説明いたします。

21ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、県立学校における売店等使用料でございます。

国庫支出金でございますが、国庫補助金のうち、地域活性化交付金(きめ細かな交付金)につきましては、平成22年2月に行われました国の円高デフレ対応のための緊急総合経済対策によるものでございます。また、特別支

援学校整備費補助につきましては、事業繰り越し等により減額しております。

22ページをお願いいたします。

財産収入でございますが、財産運用収入といたしまして、校長宿舍の家屋貸付料、電柱等の設置に伴います土地貸付料でございます。

財産売り払い収入でございますが、県立学校用地の交換に伴う差金の収入でございます。

なお、財産処分の詳細につきましては、後ほど附属資料において御説明申し上げます。

諸収入でございますが、太陽光発電に伴う売電料収入によるものでございます。

繰越金でございますが、昨年度明許繰越分でございます。

以上、いずれも不納欠損額、収入未済額はありません。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

23ページをお願いいたします。

教育費でございますが、教育総務費のうち、事務局費は、市町村の施設整備に係る指導、調査に要した経費でございます。

次に、高等学校費でございますが、全日制高等学校管理費は、県立学校の校舎管理に要した経費でございます。

24ページをお願いいたします。

学校建設費でございますが、熊本商業高校ほか56校の校舎等改修、耐震改修事業、施設整備など、高等学校等施設整備事業に要した経費でございます。

不用額を生じた主な理由は、高等学校等施設整備事業における入札等に伴う執行残でございます。

なお、翌年度繰越額の詳細につきましては、後ほど特別支援学校費分とあわせまして附属資料において御説明申し上げます。

特別支援学校費でございますが、熊本支援学校ほか15校の校舎等改修、耐震改修事業、

施設整備など、特別支援学校施設整備事業に要した経費でございます。

不用額を生じた主な理由は、特別支援学校施設整備事業における入札等に伴う執行残でございます。

次に、附属資料について御説明申し上げます。

附属資料の2ページをお願いいたします。

繰越事業調べでございます。

1段目から3段目の、校舎新・増改築事業(単県)から耐震改修事業につきましては、翔陽高等学校などの県立高等学校につきまして、授業や学校行事などの工事施工の協議、調整等に不測の日数を要したため、年度内での施工期間を確保できず、繰り越すこととなったものでございます。

また、4段目の特別支援学校施設整備事業につきましては、熊本盲学校などの特別支援学校につきまして、平成23年度2月補正で計上された事業がありまして、年度内執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

17ページをお願いいたします。

県有財産処分でございますが、芦北養護学校、現在の芦北支援学校でございますが、ここに隣接いたします療育医療施設の増築に伴う土地の交換処分によるものでございます。なお、交換に伴う収入金額、差金は収入済みでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上川高校教育課長 高校教育課長の上川でございます。よろしく願い申し上げます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、説明資料25ページから36ページの、一般会計、熊本県立高等学校実習資金特別会計及び熊本県育英資金等貸与特別会計について、順に御説明を申し上げます。

まず、25ページから27ページまでの一般会計の歳入について御説明いたします。

25ページから26ページまでの使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金、27ページの繰越金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

なお、25ページの高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金につきましては、予算現額と収入済み額との差が3億9,448万8,000円と非常に大きくなっております。

この交付金は、国の平成23年度第3次補正予算により措置された交付金で、高校生修学支援基金積立金の財源となるものでございますが、国からの交付金の内示がおくれましたため、県の2月補正予算の編成手続に間に合いませんでした。

このため、これまでの実績を踏まえ国に提出した本県の所要額を2月補正予算に計上しましたために、予算額と内示額に大幅な乖離が生じたものでございます。

27ページの諸収入でございますが、このうち2段目に記載の定時制通信制修学奨励資金貸付金回収金の収入未済額につきましては、同修学奨励資金の返還金でございます。これは、貸与生の中途退学に伴う貸与金の返還金でございます。119万1,000円が収入未済となっております。

この未収金につきましては、法的措置として、支払い督促申し立てを行うなど、未収金解消に努めているところでございます。詳細につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に、28ページから30ページまでの一般会計の歳出について御説明をいたします。

28ページの教育総務費のうち事務局費につきましては、県立高等学校教育整備推進事業費等でございます。不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

次の教育指導費は、高等学校英語指導助手費や高校生修学支援基金積立金等に要した経

費でございます。不用額が4億2,673万1,000円と非常に大きくなっておりますが、この不用額のうち約4億円は、先ほど歳入のところで御説明いたしました、高校生修学支援基金積立金の財源となる国からの交付金について大幅な内示減があったためでございます。

29ページになりますが、中学校費のうち、教育振興費は、県立中学校入学者選抜に係る費用や県立中学校の運営費でございます。不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

1つ飛びまして、教育振興費は、理科教育等設備費や高等学校産業教育設備整備費等に要した経費でございます。不用額は入札等に伴う執行残でございます。

学校建設費でございますが、併設型中高一貫教育の導入や県立高等学校再編統合に伴う施設整備に要した経費でございます。不用額は入札等に伴う執行残でございます。

次に、30ページをお願いいたします。

特別支援学校費でございますが、特別支援学校の施設整備等に要した経費でございます。不用額は入札等に伴う執行残でございます。

次に、諸支出金でございます。

まず、県立高等学校実習資金特別会計繰出金は、同特別会計の水産高等学校費への繰出金でございます。不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、育英資金等貸与特別会計繰出金は、同特別会計への繰出金でございます。

不用額を生じた理由は、退学や辞退等により貸与者が見込みより少なくなったことによるものでございます。

以上が一般会計に関する説明でございます。

続いて、31ページからは熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

まず、歳入につきましては、31ページから32ページでございます。

使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入及び繰越金のいずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、33ページをお願いします。

歳出でございますが、農業高等学校費は、農業高等学校における農産物、畜産、食品加工等の実験実習と運営に要した経費でございます。不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

水産高等学校費は、水産高等学校における実習船による操業、水産物の食品加工等の生産の実験実習と運営に要した経費でございます。不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、34ページをお願いいたします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

まず、歳入につきましては、34ページから35ページでございます。

国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金については、不納欠損額及び収入未済額はございません。

34ページの諸収入につきましては、育英資金貸付金の償還金でございます。償還金、35ページの延滞利息等を合わせまして1億1,172万3,000円が収入未済となっております。

この未収金対策につきましては、法的措置として、支払い督促申し立てを行うなど、未収金の回収に努めているところです。詳細については、後ほど改めて説明をさせていただきます。

次に、36ページをお願いします。

歳出でございますが、育英資金等貸付金は、貸与者への貸付金や事務費でございます。不用額を生じた理由は、退学や辞退等により貸与者が見込みより少なくなったことによるものでございます。

次に、附属資料について御説明をいたします。

4ページをお願いいたします。

1の平成23年度歳入決算の状況の備考欄に記載のとおり、定時制通信制修学奨励資金の返還金でございます。収入未済額は、表の中ほどにありますように119万1,000円となっております。収入未済額の過去3カ年の推移は、2のとおりでございます。債務者は11人、その内訳は、3の平成23年度収入未済額の状況のとおりでございます。

5ページをお願いいたします。

4の平成23年度の未収金対策に記載のとおり、債務者ごとにその状況を踏まえ、対応方針を定めて取り組み、育英資金に準じて法的措置にも着手し、分割納付中や生活保護受給中の者を除く5件について支払い督促の申し立てを行っており、一部の債務者からは返還が開始されるなど、一定の成果が出てきているところでございます。

また、平成22年度までの債務者所在不明の事案については、調査により所在を確認し、債務承認により時効を中断するなど、債務の確保に努めております。

続いて、6ページをお願いいたします。

育英資金の収入未済額でございます。

1の平成23年度歳入決算の状況の左側、款項目節をごらんいただきたいと思います。収入未済額の内訳は、元金、延滞利息及び年度後返納になります。年度後返納と申しますのは、退学等により受給資格がなくなった後に支給されたものに係る収入未済額でございます。

中ほどに収入未済額の欄がございますが、上から順に元金が9,040万円、延滞利息が2,053万5,000円、年後返納分が78万9,000円、合計で1億1,172万3,000円となっております。

また、2の収入未済額の過去3カ年の推移において、収入未済額は、これまで増加傾向にありましたが、前年度末の1億1,928万7,000円から減少に転じております。

債務者は、元金、延滞利息分が208人、年

度後返納分の9人と合わせますと合計で217人となり、その内訳は、3の平成23年度収入未済額の状況のとおりでございます。所在不明の11人については、関係市町村へ住所照会を行うなどして所在の確認に努めております。また、非協力的の15人については、今後返還がない場合は法的措置を行うこととしております。

7ページをお願いいたします。

平成23年度の未収金対策の取り組みをまとめております。

当課では、収入未済額の増大が育英資金制度の存続にもかかわる深刻な課題であることから、3の法的措置の取り組みを初め、徹底した未収金対策の取り組みを進めております。

その取り組みの成果を資料下段の米印の取り組みの成果に記載しておりますが、わかりやすくするために、その内容を次の8ページに図式化して整理しております。

主な成果として、大きく3点を上げております。

まず、収入未済額の減少でございます。

先ほど申し上げましたとおり、これまで一貫して増加傾向にあった現年度及び過年度の収入未済額は、法的措置として88人の奨学生に対して行った支払い督促申し立ての結果、36人が完納となったほか、一部返済も進み、平成22年度末の収入未済額1億1,928万7,000円から1億1,172万3,000円となり、756万4,000円の減となっております。

右側の棒グラフをごらんいただくとわかりますように、未収金額は、平成17年度の学生支援機構からの事務移管に伴う返還者数の自然増に伴い、年々増加傾向にありましたが、昨年度初めて減少に転じております。

2点目に滞納者の数ですが、滞納者は昨年度の296人から平成23年度は217人となり、79人の減となっております。右側のグラフのとおり、2年連続で減少をしております。

3点目は、収納率の改善でございます。

昨年度の収納率は、全体で79.3%でしたが、平成23年度は82.7%となり、前年度よりも3.4ポイント改善しております。

以上のように、平成22年度から、法的措置を初めとした未収金対策の取り組みについては一定の成果があったものと考えておりますが、収入未済額は依然として1億円を超えておりますので、今後とも未収金対策に全力で取り組んでまいります。

高校教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○緒方義務教育課長 義務教育課の緒方でございます。

まず、定期監査における公表事項につきまして御説明申し上げます。

「道德教育総合支援事業「熊本の心」作成において、企画の部分と印刷の部分に分けて契約しているが、両契約の予定価格を合計すると政府調達協定の該当金額を超えるため、特例政令第3条の規定により、特定調達契約の手続きが必要になる。政府調達協定の該当金額を超える場合には、特定調達契約の手続きをとること。」との御指摘でございます。

本事業は、長期間使用する本県独自の道德教育教材を作成するもので、より質の高い教材とする必要があったため、業者選定に当たっては、内容については企画を競うコンペ方式、印刷については金額を競う入札方式が適当と考えておりました。

本事業においては、企画が特に重要な意味を持っており、これは通常の印刷業務にない個別の業務であるという認識がありました。そして、協定の対象事業に企画業務は含まれていないため、本件も対象でないと解釈し、特定調達契約の手続きをとっていませんでした。

今後は、協定の正しい理解に努めるとともに、同様の事務処理を行う場合は、事前に関

係課の指導を仰ぐようにして再発防止を図ってまいりたいと思います。

次に、説明資料37ページの一般会計の歳入に関して御説明させていただきます。

まず、国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、諸収入の雑入でございますが、収入未済額483万6,000円は、県が任用したスクールカウンセラー1名が資格要件を満たしていないことが後日判明したため、任用当時にさかのぼってその任用を取り消し、支払った報酬等の返還を求めるものです。これについては、後ほど詳しく説明いたします。

次に、説明資料38ページの一般会計の歳出に関して御説明させていただきます。

まず、教育指導費でございますが、児童生徒の学力向上、いじめ・不登校対策、教員の研修などの事業に要した経費でございます。翌年度繰越額はございません。

不用額の主なものでございますが、経費節減及び非常勤職員の人件費の執行残でございます。

最後に、保健体育総務費でございますが、食育の推進及び栄養教諭、学校栄養職員の研修等の事業に要した経費でございます。

不用額は、執行残でございます。翌年度繰越額はございません。

次に、附属資料について御説明させていただきます。

10ページの平成23年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

収入未済につきましては、スクールカウンセラー報酬等返還金に係る分でございます。収入未済額は、1の歳入決算の状況に記載のとおり483万6,000円でございます。これにつきましては、3の収入未済額の状況に記載していますとおりに分割納付中となっております。

資料11ページをお願いします。

経緯を記載しておりますが、本件は、平成16年12月に返還が確定し、返還請求を行うも

返還なく、その後、平成18年1月に刑事事件で逮捕され、懲役2年の実刑判決により、平成20年3月まで服役しておりました。出所後、督促を再開し、平成20年度には未収金の一部について納入されておりますが、平成21年5月からは疾病のため通院を開始し、無職・無収入であったため、平成21年度は返還はありませんでした。

平成22年度は、本人が無収入のため実母と同居し、生活支援を受けている現状を踏まえ、可能な範囲で返還を求めてまいりました。

平成23年度に入り、9月の面談において債務者が就業を開始したことを確認したため、分納誓約書及び平成23年度分の納入計画書の提出を求め、確実な返還を求めました。この結果、平成23年度は計8万円の返還がなされ、今年度も毎月期限におくれることなく返還がなされております。

今後も、引き続き、本人の就業状況等を見ながら、未収金の回収に努めてまいります。

義務教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○池田人権同和教育課長 人権同和教育課長の池田でございます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、説明資料39ページの歳入について御説明いたします。

国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

諸収入につきましては、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金回収金でございます。雑入分7,690万2,000円と年度後返納分65万8,000円を合わせて7,756万1,000円が収入未済となっております。

この未収金対策につきましては、催告とあわせて分割納付を指導するなど、関係市町村と連携して未収金の回収に努めているところ

でございます。詳細につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に、資料40ページの歳出について御説明いたします。

教育指導費でございますけれども、課運営費及び各種人権教育研修事業等に係る経費でございます。不用額を生じた主な理由は、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、教育振興費につきましては、高等学校等進学奨励事業等に係る経費でございます。

次に、社会教育総務費につきましては、社会教育関係補助事業等に係る経費でございます。不用額を生じた主な理由は、補助金減額に伴う執行残でございます。

次に、附属資料について御説明をいたします。

12ページの平成23年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

1の平成23年度歳入決算の状況は、備考欄に記載のとおり、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金回収金でございます。

収入未済額の過去3カ年の推移は、下段の2のとおりでございます。収入未済額は、年々増加しておりましたが、平成22年度から減少に転じております。

13ページをお願いいたします。

奨学資金の未納者は、奨学資金貸付金回収金分と年度後返納分を合わせて338人であり、その内訳は3の平成23年度収入未済額の状況のとおりでございます。

4の平成23年度の未収金対策につきましては、返還事務の実務を行っている関係市町村担当者の返還事務処理能力の向上を図るとともに、未納者に対して電話や文書による催告、分納指導等を行っております。

また、未収金特別対策としまして、未収金のある市町村の担当者と共同で未納者に対する個別訪問を実施し、未納者の生活状況等を把握した上で、状況に応じた返還指導を行っ

たところであります。

取り組みの成果としては、奨学資金貸付金の現年度分と過年度分の回収率が前年度よりもアップしております。その結果、収入未済額は7,756万1,000円となり、前年度末の8,403万8,000円から647万8,000円の減となっております。未納者数も336人となり、前年度よりも22人減少しております。

次に、14ページの平成23年度不納欠損に関する調べをお願いいたします。

地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金について、20件、60万5,000円を返還債務の免除に関する条例第2条第1号の規定により不納欠損処分を行ったものでございます。

人権同和教育課は以上でございます。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○城長体育保健課長 体育保健課長の城長でございます。

まず、定期監査における公表事項について御説明いたします。

藤崎台転落防止柵改修工事の施工伺い及び支出負担行為に係る書類を紛失していることから、紛失原因を明らかにし再発防止策を講じるとともに、今後、熊本県行政文書等の管理に関する条例等に基づき、行政文書を適切に管理するよう指摘がありました。

支払い手続を行う場合、支出命令書に支出負担行為に係る書類を添付して会計課に持ち込みますが、手続完了後、書類返却の確認ができておりませんでした。

今後は、会計関係書類のみならず、行政文書については、特定の場所への保管を徹底するとともに、会計課へ書類を持ち込む場合は、返却の確認を徹底し、書類の所在を明確にするなど、再発防止策の充実に取り組み、行政文書の適切な管理に努めてまいりたいと思います。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

説明資料の41ページをごらんください。

まず、分担金及び負担金は、熊本武道館管理運営費の熊本市負担金でございます。

次に、使用料及び手数料は、体育施設に係る使用料収入でございます。平成23年度から全6施設が利用料金制となっておりますので、収入として上がっているのは行政財産の目的外使用料でございます。

42ページの国庫支出金の国庫補助金につきましては、国の経済対策に伴う県営施設整備推進に係る歳入等でございます。

42ページ下段から43ページの、国庫支出金の国庫委託金につきましては、文部科学省の委託事業に係る歳入でございます。

43ページ中段の諸収入でございますが、主なものは、日本スポーツ振興センター事業の災害共済給付金及び掛金でございます。児童生徒の死亡等、重大事故の発生がなかったことから、日本スポーツ振興センター事業からの災害共済給付金の支払いが少なくなったため、予算現額に対して収入済額が少なくなったものでございます。

以上、体育保健課の歳入に関しましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、44ページの歳出につきまして御説明いたします。

まず、保健体育総務費の主な事業は、日本スポーツ振興センター事業や県立学校における健康診断でございます。

不用額の主なものは、日本スポーツ振興センター事業の災害共済給付金の執行残でございます。これはさきに述べましたとおり、災害共済給付金の支払いが少なく済んだことによるものでございます。

次に、体育振興費の主な事業は、競技スポーツ振興事業や国民体育大会でございます。

不用額の主なものは、国民体育大会において、選手の派遣数に伴う旅費や宿泊費等が予定よりも少なくなったこと等によるものでございます。

体育施設費の主な事業は、県民総合運動公園、県立総合体育館及び熊本武道館等の管理運営費や熊本県・市町村体育施設等予約システム運営事業でございます。

不用額の主なものは、藤崎台県営野球場災害対策事業における設計委託費の入札残等によるものでございます。

また、45ページの教育施設災害復旧費は、昨年6月の集中豪雨により崩壊した藤崎台県営野球場西側崖面の災害復旧のための工事請負費でございます。全額を繰り越しております。

続きまして、附属資料の3ページの繰越事業について御説明申し上げます。

さきに述べました藤崎台県営野球場災害対策事業及び藤崎台県営野球場災害復旧事業の2事業でございますが、いずれも平成23年度12月補正予算で計上した事業でございます。工法等の検討により実施設計に日数を要したため、工事の施工期間が確保できず、年度内の執行が困難になったため、繰り越したものでございます。

体育保健課分は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○井手順雄委員長 以上で教育委員会の説明が終わりました。

ここで10分休憩します。

午後2時23分休憩

午後2時30分開議

○井手順雄委員長 委員会を再開いたします。

質疑を受けたいと思います。質疑はありませんでしょうか。

○荒木章博委員 1つ2つ言うて、また皆さんの意見が出た後、最後にちょっと質問したいと思っております。

44ページの体育保健課の件なんですけれど

もね、毎回この件は言われていることだろうと思いますけれども、国民体育大会の派遣数の減、それに伴う交通費、宿泊費の減と書いてありますけれども、これは要するに九州ブロックで勝たないから、要するに国体の本大会に予算は組んでいたけれども九州大会で負けたから、それによって出場ができなかったということですかね。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

先生の御指摘のとおり、予算は最大限本大会に出場できるという形で組みまして、結果的には、九州ブロックの結果により本大会の出場が減ったために不用額になったということでございます。

○荒木章博委員 不用額は大体幾らぐらいですか。大体予定しとったよりどのくらい減になったということですか——ああこれだけ、これだけあるわけ。なら、いいです。

それと、強化費ですよ。日ごろいろんな意見が出ておるようですけども、強化費は前年度に比べてどのくらい落ちているんですかね。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

強化費につきましては、23年度までが計画的に順次減額になっておりまして、23年度と24年度は同額でございました。（荒木章博委員「約7,000万」と呼ぶ）7,390万という額でいただいております。

○荒木章博委員 やっぱこの九州の中でも、熊本の場合は真ん中よりか下というような成績で、これは一概に強化費を上げることのみが勝利につながっていく、熊本県の順位を上げていく——熊本は前回18位だったけれども、また23位に下がっていった、そういう

ことももちろんですけども、強化費の強化ももちろんですけども、やっぱり中体連、高体連、大学と一貫した年間の取り組みというのが私は必要じゃないかなと思っているんですよね。

ですから、高校生の少年の部になると、やっぱり春の選抜、夏のインターハイ、それをクリアして国体に行くわけですけども、そして九州ブロックの大会を抜けて本国体に行くわけですけどね。そのときだけ強化をすることだけでは勝利につながらぬというふうに思うんですよね。

熊本県警も、かつて1部で優勝したという剣道部だったですけども、3部まで下がって、今度は——ちょうど飛行場で選手団が行きよったですけども、全国の県警の大会で、これで1部に上がったと。4位になって1部に上がったと。活気づくわけですよ。

ですから、今までの計画が——私は、23位になったことが悪いということではなくて、やっぱり年間の取り組みのやり方ですよ、予算のかけ方。そうすると、予算もおのずから7,300万では足りないような状況になってくるんじゃないかと。こういう、減額をしなきゃいけないようなことでは、少しふやしたぐらいの勢いでなければ私はいけないと思うんですよね。

だから、小体連、中体連、高体連、大学と、そういう一貫したスポーツの育成とか、今言いました九州大会、全国大会に向けての強化ですよ。そういうあたりを県の体育保健課がどのように考えて今後取り組んでいけるのか。それとあわせて、その強化ですよ、強化費。やっぱり対外試合をやらなければ、ただこの熊本県だけで競とつてもいかぬ。あるときには海外に出ていって競うとか、そういう経験をさせることもやっぱり大事だと思うんですよね。

だから、これは体育保健課だけではなくて、全体の課にわたってやっぱり取り組みを

やらないと私はいかぬのじゃないだろうかなと。毎回毎回成績が下がって——何か肥後銀行の甲斐頭取が知事に直訴されたとか、予算を強化してくださいと言うて、そういう話も聞くんですけども、もちろんそういうところも大事です。そういうところをどういうふうに担当のほうでお考えかなということをお尋ねしたいと思います。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

強化費は、24年度につきましては、23年度から減額をしていかに現状維持という形でいただきました。それはありがたいことだと思っております。

また、指導者育成事業として、夢枠事業で23年度から年間500万の指導者育成のための事業費をいただいております、これについても24年度もいただいたところでございました。

この指導者育成事業と申しますのは、計画的に指導者を養成して、先生がおっしゃるように、小学校、中学校、高校、大学と続けていくような指導体制を確立するための研修ということで、外部から著名の指導者をお呼びして、各競技団体ごとに研修会等を行っていただくという形での事業でございました。

それから、体育協会を通じまして——体育協会の中には、各競技団体とそれから中体連、高体連も加盟されておりますので、現状では、県教委から直接の中体連、高体連の支援といいますか補助金等は少額でありますけれども、体育協会独自の予算も含めまして、県からの強化費と合わせて中体連、高体連にも、その指導の体制の中での指導者を養成する、あるいは選手を強化する予算を検討していただくように、体育協会と協力をしながら、その選手養成の充実を図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○荒木章博委員 だから、体育協会ももっと若返って、実際もっと、そういう対応の仕方も考えながら、本当にやっぱり上に上がっていくのが一番これはいいですけども、予算も減額せないかぬようなことでは、やっぱり私は——それだけでも使って強化育成をやらせて、指導育成ということで、本年度も500万ということで強化をされて指導育成に取り組んでいる。500万といっても、もうそれはこの競技団体からいけば、大した金額じゃないですよ。

だから、そういったところと、やっぱり企業、団体ですね。企業の運動部育成とか、そういうとの講習会とか、そういういろんなトップのアスリートを呼んで、オリンピック選手を呼んで、どうやったらこういうオリンピックで勝てたのかとか、そういうバトミントンとか、要するにいろんな競技が熊本も活躍してますからね、そういった人たちの生の声を聞いて、子供たちがやっぱり震え上がるような気持ちでスポーツにいそしむとか、そういうところをやっぱり今後取り組んでいただきたいというふうに思うんですね。そういうところをぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

もう1点で終わりますけれども、もう1点、引き続き委員長よございますか。

もう1点は、優秀教員の表彰、これは人事課のほうでされるんですかね。（「教育政策課」と呼ぶ者あり）教育政策課ですね。優秀教員の制度は、今どういうふうな形でやられておりますか。

○田中教育政策課長 平成23年度の優秀教職員表彰につきましては、まず学校のほうから推薦が上がってきまして、それを市町村教育委員会から上げていただきます。それと教育事務所のほうからの推薦をいただきまして、それらをもとに私たちのほうで審査委員会を

設定しておりまして、優秀教職員という方々を認定しております。

○荒木章博委員 それは、賞状1枚の予算でやられるとですかね。

○田中教育政策課長 優秀教職員につきましては、一部昇給制度、それから免許更新の免除という恩恵というか特典等をつけております。

○荒木章博委員 免許更新のこともいろいろお尋ねしたいんですけども、時間の関係がありますので、いろいろはもう言いませんけれども。

それで、養護教諭というのが、先般、熊本市では何か初めて養護教諭で光が当たっていたかかれたと、優秀教員に選ばれたと。熊本県には、そういう養護教諭が表彰されたということは過去にありますか。

○田中教育政策課長 済みません。今ちょっとデータを持ち合わせませんで……。

○荒木章博委員 データということじゃなくてね、やっぱり養護教諭は、今いじめとか不登校とか、そこで休んだりする子供たちの対応というのは、これは大事なことなんですよ。そういう対応は——調べなわからぬでは、ちょっと話にならぬですね。

○田中教育政策課長 済みません、ことし1名選んでおります。

○荒木章博委員 1名選ばれたということですね、本年度が初めてですね。熊本市ですか、県ですか。

○田中教育政策課長 県でございます。過去は、今のところ、この場にちょっとデータを

持っていません。

○荒木章博委員 わかりました。

以上です。

○井手順雄委員長 いいですか。次に何かありませんか。

○西岡勝成委員 収入未済額の件ですけれども、高等教育課初め、義務教育課、いろいろ課にまたがっていますが、あれは、それぞれの収入未済額を処理するためには、その課ごとに別々に対策をやっておりますか。

○井手順雄委員長 誰にお聞きしましょうか——教育政策課長。

○田中教育政策課長 教育政策課でございます。

それぞれの未収金については、それぞれの課で所管して、これまで対応しておりましたけれども、昨年度、監査の委員様との御意見の中で、教育庁全体で、教育政策課も入って取り組むようにという御意見をいただきましたので、実は昨年度から、教育庁内に未収金対策連絡会議というのを設けまして、関係課に集まっていたきまして、それと私どもも入りまして、情報交換等をやっているところでございます。あわせて、財政課が一括して県庁内の未収金対策等の連絡会議等をやっているところでございます。

以上でございます。

○西岡勝成委員 行政だから、だからね、原価で、例えば100万の収入を得るときに、幾ら原価が、いろいろ専従される方々がかかるかという計算は余り出てこないと思うんですよ、行政は。普通の会社だと、例えば100万円回収するのに100万円かかったら商売にならぬわけですよ。仮に——行政が取り立て

屋を雇うわけにはいかぬからあれですけども、監査委員事務局にも——私はそういう課ぐらいつくってもいいんじゃないかと思うんですね。全体に、やっぱりそういうノウハウとか物を持った人たち、警察行政が必要な部分もあるだろうし、弁護士さんとか、そういうことも含めて、全体としてやっぱり見ないと、それぞれの課が自分たちの仕事もしながらそういう回収にエネルギーを注ぐというのは、非常にある意味大変な部分、それを、時間なり労力を——要するに原価を計算してみたら、かなりのやっぱり経費がかかっていると思うんですね。

そういうことを含めると、やっぱり商工観光労働部あたりも貸付金の未回収とかそういうのもいっぱいあるし、教育委員会は、そういう奨励金、助成の金が結構（「育英資金」と呼ぶ者あり）育英資金とか、そういうのがたくさんある中で、全体として、こういうものを処理するため、先ほど——今総務部の中に連絡協議会があるんですか（「財政課」と呼ぶ者あり）財政課にある。ちょっとその辺の取り組みを監査委員事務局のほうでお答えできますか、全体として。

○本田監査委員事務局長 監査委員事務局でございます。

本来ですと、知事部局のことでございますので、あれでございますけれども、先ほど政策課長のほうからも話がありましたように、全庁的に、未収金対策の連絡会議が財政課の中に設置してございます。その中で、全庁的に未収金対策、例えば大部分を占めますのが、御承知のとおり県税収入の分でございますけれども、そうしたものについては、財政課の中——例えば税務職員の経験者を例えば福祉のほうの未収金対策のほうでノウハウを伝授して、強制徴収で実効性を上げるというような取り組みについても全庁的に協力体制をとっているところでございます。

以上です。

○西岡勝成委員 要するに教育委員会内でのぐらいのエネルギーを大体使っているものですかね、回収に。なかなか表現しづらいと思いますけれども。

○井手順雄委員長 人間あたりを一応参考にして、人員。

○西岡勝成委員 何人ぐらい、年間にね。

○上川高校教育課長 高校教育課でございますが、一番大きいのが育英資金の1億円を超える未収金でございますが、本課の中で係がございまして、そこに本採の職員が4名、それから嘱託の非常勤職員が5名おります。9名で今未収金対策、貸与事業もありますけれども、そちらのほうに取り組んでおるところでございます。

○西岡勝成委員 それを人件費原価に直すと、相当な金を回収のために使いよるわけですよ、現実には。それで、なかなかこの、結果と経費とのバランスからするとどうなのかもはっきりわからないぐらいの金になっていくと思うんですけども、いかに回収が——例えば100万円回収できても、それに200万の金使いよったらアブ蜂取らずみたいな感じになる可能性があるんで、その辺は、やっぱり協力できるところは、先ほど聞いてちょっと安心しましたけれども、知事部局なりそういうもの等を含めてしていかないと、100万の金を回収するのに200万かけよったんじゃ話にならぬわけですから、その辺の原価意識というのを持ちながら、ただ結果としてこれだけ回収できましたというようなことでは、私はやっぱり数字上の話だけになってしまうので、その辺は気をつけてやってほしいと思います。

○前田憲秀委員 今お話があった、特に育英資金貸し付けの償還についてなんですけれども、附属資料の6ページで先ほど御説明がありました208名、1億1,000万。で、この欄で非常に私が違和感というか、ほかと特徴的なのが、法的措置がほとんどなわけですよ。分割納付中なんていう人はゼロということで、ということは、非常にこの育英資金で借りている人というのは、悪質者が多いということですか。どういう表現がありますか。

○上川高校教育課長 今御指摘いただきました、6ページの一番下段の3番の未済額の状況のところの御質問だったと思います。

一番左のところの分割納付中というところがゼロになっておりますが、この分割納付中には法的措置をとりまして分割を進めている者もおりますので、分割納付中の中に分けて入れることも可能ですけれども、もう一律、法的措置の中にそういう方々も全て入れさせていただいたというところでございます。

具体的には、法的措置をとって、強制執行に至る前に一定の額の分割納入でおられる方もこの中にはおられます。ただ、もう法的措置をとっておりますので、全て法的措置の中にその方々も入れさせていただいているというところで……。

○前田憲秀委員 私の感覚では、法的措置というのは、もう全て手を尽くしてという感覚があるんですけども、話し合いでこのぐらいは払えますという分割の納付者もこの法的措置の中に入っているということですか。

○上川高校教育課長 いいえ、分割といいますか——本課では、滞納時期から6カ月催告をして、お願いをしていくわけですが、基準として、6カ月を超えた者については支払い

申し立て等の法的措置をとらせていただくということでございます。その後、債務名義等を取らせていただきますけれども、その際に、給与差し押さえ等の場合には法的措置で4分の1を差し押さえることとなりますけれども、自主的にその4分の1の額に相当するところを返納いただければ、それを分割納入していただいているという実態もでございます。

○前田憲秀委員 お話はわかりました。

私もたまにこういう育英資金の返還でお話を聞くんですけども、例えば、修学を終えて仕事になかなかつけないで返済計画が立たないという若い世代の人たちもいるように聞きます。今半年間というお話もありましたけれども、基本的には、どうなんでしょうか、催告書はもちろん出されると思うんですけども、御本人なり保証人に必ず会うとかいう取り決めはありますか、1回は会うとか。

○上川高校教育課長 全員に面談をするということは特に取り決めておりません。幾度も、初期の滞納のときから催告という、電話でお願いは、繰り返しお願いをしているところですが、その滞納者の状況等につきましても十分に把握する努力はしておるところでございます。

例えば、生活保護受給者の方については法的措置はとりませんし、催告はいたしますけれども法的措置はとらないようにしておりますし、疾病の方であるとか、あるいはその他経済的に破綻しておられる方とか、そういう方々については猶予をしておるところでございます。

○前田憲秀委員 滞納があつて回収をしなければならぬというお立場で、もう本当に大変なお役目だと思うんですけども、書類だけ交わされて、どうも——基本的にはそれで十分なんだろうけれども、何らかの意思の

疎通ができていなかったというのもあるような気もするものですから、一回会ってきちんとという部分は決めることはできないかもしれないですけども、返済する側にいろんな状況があるということは全体的な背景として捉えていただいて、いろんな関係するところと対策も講じていただきたいなということだけ、ちょっと要望をさせていただきます。

関連で、あと1点だけいいでしょうか。

同じ育英資金に関してですけれども、説明資料の36ページで、同じ高校教育課さんなんですけど、2,900万円余りの不用額ということで、先ほど退学とか辞退者のために見込みより少なかったという御説明だったんですけども、必要で受けられなかったという人は、もうまずごさいませんという判断でよろしいんですかね、育英資金を必要としていて。借りるほうですけどね。

○上川高校教育課長 現在、貸与者につきまして、基準内で貸与ができなかったということとはございません。

○前田憲秀委員 わかりました。

以上です。

○重村栄委員 関連していいですか。

育英資金の件で関連してですけれども、育英資金を借りるときに保証人か何かつけられるんですね。本人さんが払えなくなって、現実的に保証人さんが払っているケースってどのくらいあるんですか。

○上川高校教育課長 法的措置をとります場合には、本人及び保証人に同時にとります。滞納がありまして、催告する場合にも、本人及び保証人に最初から御連絡をして、お支払いいただくようお願いをしているところでございます。

実際に保証人の方にお支払いをしていただ

いている数というのは——済みません、件数は今すぐにはわかりませんが、非常に多うございます。

○重村栄委員 保証人が払っているのは非常に多い。

○上川高校教育課長 保証人のほうが、多うございます。

○重村栄委員 後で数を教えてください。

○高野洋介委員 保証人というのは、基本的には1人ですか。

○上川高校教育課長 保証人は、平成21年度までは連帯保証人と保証人と2人おりましたですけれども、平成22年度から、保証人は、保証人だけの1人の保証人になっております。

○高野洋介委員 それは、どういった理由で2人が1人になったのか。

○上川高校教育課長 理由につきましては、育英資金を借りたい、該当の生徒さんができるだけ借りやすいようにという方向で研究をした中の結果でございます。

○高野洋介委員 それが、後から回収が厳しい部分が出てくるじゃないですか。だから、そこはもう一回見直す必要もあるのかなと思います。それができなかつたら、先ほど言われたように、面談したりとかいろんな方法を考えなきゃいけないんでしょうけれども——また、ここで私気になったのが、非協力的な方ですよね。これはあくまでも、県が貸しますよと言って貸したわけじゃなくて、貸してくださいと言って申請をされて借りられるわけですよね。それで非協力的というのは、ど

ういった理由で非協力的なんですか。

○上川高校教育課長 ここで非協力的の欄に記載しております方々というのは、滞納が始まって本課のほうで催告を始めるわけですが、まだ6カ月に満ちませんので、法的措置をとらない段階の方で、このまま滞納が続きますと法的措置に移行する方々のことでございます。

○高野洋介委員 その方々は非協力的という扱いになるのかなというのが、非協力的というわけでは——多分その表現だったらですよ、非協力的というのは、あくまでも、いや俺は借りとらぬとか、返す余地がないんだよとかというのが非協力的じゃないかなというふうに思うんですけれども、何か表現の仕方が必要なのかなというふうに思っておりますけれども、いかがですか。

○上川高校教育課長 非協力的な方々はなかなか返していただくことが難しゅうございますので、6カ月間お電話を差し上げるのも、日に何度もお電話を差し上げてお願いを繰り返し、繰り返ししている方々でございます。6カ月たって——その間にも、法的措置に移りますのでということも何回も申し上げていきますけれども、なかなか返還していただけないという方々でございますので、非協力的のところへ上げさせていただきましたが、それはまた検討をさせていただきたいと思えます。

○高野洋介委員 最後に申し上げておきますけれども、これは毎年毎年の監査で出る案件ですよね。ですから、少しずつ減ってはきているんでしょうけれども、抜本的にやっぱり教育委員会として、このあり方というか、存続の仕方というのをきちんと考えていかないと、これは多分永遠に続く課題ですよ。だ

から、そこはもう一回皆さん方で考え直されて、実務的にきちんと回収ができるようなシステムをつくったほうがいいと思いますので、これは要望でしときますので、よろしく願いいたします。

○西岡勝成委員 傾向的には去年よりは減っていますよね。ただ、その前からすると随分、21年度からすると——その前からたどっていくと、多分右肩上がりになっているんでしょうね、全体的には。どうなんですか。

○上川高校教育課長 これは、平成17年に国から、日本学生支援機構から県のほうに移管されましてから貸与者が急増したということがございます。その返還者が20年から始まりましたので、17年から貸与を始めて3年たって卒業してでございますので、返還者が始まりましたので、返還者数というのはこれからまたどんどんふえていくことになります。ピークが来ますのが、大体、1年借りたら3年かけて返すという仕組みでございますので、9年後、平成20年から9年後、29年ごろがピークの返還者数となるだろうというふうには思っております。どんどんふえている中で未収金額は減っているということは御理解をいただきたいと思います。

○西岡勝成委員 高等学校の授業料の無償化とこの関係というのは、どうなのかな。

○上川高校教育課長 貸与希望者については、授業料無償化が始まりましてから、わずかでございますけれども、減少傾向にはございます。

○西岡勝成委員 わずか——授業料を払いきらぬけん、育英資金を借りるんじゃないんですか、普通。私学の場合は別だろうけど。ということは、私学の場合が多いということでは

すか、対象者は。

○上川高校教育課長 私学の対象者の数でございませうか。そうですね、私学のほうが比率的には多いでございます。

○西岡勝成委員 多くなってきている——無償化とこの因果関係が余りにもわからぬな、育英資金との。大体、本当は無償化になればかなり減っていくんじゃないかなという感じがするんですが……。

○井手順雄委員長 そこはどうでしょうか。どうぞ、課長。

○上川高校教育課長 授業料減免になりましてから、公立高校の分については減少傾向にあります。同時に、無償化以前には授業料の減免制度がございましたので、当然無償化になってその減免制度はございませんので、奨学金を利用するという生徒もおるといふふうに思います。

○重村栄委員 関連していいですか。

公立高校は、授業料減免というか無償化になりましたよね。ということは、今の西岡先生の話の絡みですけれども、育英資金の貸与の申請者自体は減ってきているんですか。大幅に減ってきているの、公立高校は。

○上川高校教育課長 若干名でございます。

○重村栄委員 若干名、それでも若干名。

○井手順雄委員長 ほかに。

○東充美委員 ちょっと関連だけど。

今、未収金の問題が出ていますけれども、生活保護受給証明書ですかね、これの提出を出す者も何名かおるんでしょう。生活保護証

明書という、払えないという……。

○上川高校教育課長 今、生活保護受給者として理解しておりますのは、皆そうでございます。

○東充美委員 その中で、例えばごまかすと言うといかぬけれども、これにも書いてありますけれども、例えば動産、自動車とか、あるいは不動産とか、そういうのが判明するという、そんなのも件数としてはあるんですか。

○上川高校教育課長 生活保護受給者の中ですか。

○東充美委員 いや、この23年度の未収金対策の中で書いてあるので……。

○上川高校教育課長 発見することがございます。そのときには強制執行させていただいている例もございます。

○東充美委員 あるんですたいね、そやんして。ただ、附属資料の8ページに載って——ずっと今までのお話の中にありましたけれども、右側の棒グラフを見ると、結局17年から極端にふえていって、昨年、22年から、また極端に減っているんですよ。これは、法的措置をとったから効率が上がったのか、それとも返還する人たちがこれから少なくなったからか、どちらですかね。

○上川高校教育課長 平成21年度から法的措置をとりましたが、明らかにこれは法的措置をとらせていただいた成果だというふうに思っております。

○東充美委員 そうだろうと思うんですよ、極端に下がって。それまでは70%台だっ

たのが、やっと80%台になったということで、これはやっぱり——例えば部内で、こういう法的措置をやろうという意見は、昔からはなかったんですか。

○上川高校教育課長 未収金については、平成17年度に移管されてから非常に金額が大きくなりました。これは、実は学生支援機構の中の奨学制度が一気に来たものですから、貸与者数が非常にふえたことがございます。監査等の御指摘もありまして、平成22年度から法的措置に取り組みました。

○東充美委員 確かに、少し、借りたほうにしても、貸したほうもですけども、借りたほうにしても、これは甘えがあったんじゃないかなと思って。やっぱりこういう強制執行という形の言葉だけでもどンドン支払う人が出てきたと思うので、これから、8割以上の未収金対策の収納率ですか、これは上がると思いますか。

○上川高校教育課長 今年度、23年度末で初めて8割を超えました。今後とも、この数が減らないように全力を尽くしていかなきゃいけないというふうに思っているところでございます。

○東充美委員 その心構えがあればオーケーですよ。お願いしときます。

○井手順雄委員長 ほかに。

○佐藤雅司委員 私は、この監査公表事項の中の特定調達契約が、これはおもしろいなと思ったんですけどもね。読めば、企画と印刷の分野で政府調達の協定という項目があって、私ももちろん知らなかったんですが、いわゆる企画の役務と物品購入については3,000万円を超えれば、当然これはこの部分の、こ

の政令に違反するということですが、これがわかった——私は犯人捜しをするつもりはありませんよ。だけど、やっぱりこれがチェックできたというのは、ある意味ではチェック体制がうまく生きているんだという部分じゃ大事なことですけれども、やっぱりこうしたチェックをしていく皆さんは、ある意味プロですよ。さっきの話のように、県民対県庁というならそれぞれ難しい部分が出てくると思います。だけど、ある意味ここはプロの世界ですよ。どなたがミスってこういうふうな、いわゆる監査指摘事項になっていったのかというところの検証は、なされているのかなという、そこ辺はどうなんですかね。

○緒方義務教育課長 御指摘のとおりで、この予算を立てる段階で、先ほどちょっとお話ししましたけれども、この企画ということは別なものだということであちのほうで解釈してしまったものですから、このような形になってしまったんですけれども、監査とか指摘を受けまして、これはやっぱり、いや印刷業務の中に入っているということになりまして、そこで、うちのほうも、うちの解釈というのがやっぱりいけなかったんじゃないかということで、こういう形にさせていただいています。

○佐藤雅司委員 そちら辺は、もうもちろん支出をしてしまっているわけですから、支出する段階でのお話じゃないわけですね。支出した後に、そういう指摘が出てきたということでしょう。

○緒方義務教育課長 支出後に、監査の中で指摘していただきました。

○佐藤雅司委員 じゃあ、その監査の中で指摘されるまで、ある意味、もう皆さん方は、いわゆる別々でいいんだというふうに思われ

とったということですかね。

○緒方義務教育課長 そういう解釈をうちのほうでしてしまっていて、やっぱりこれはいけないということで指摘なさいましたので、今後につきましては、やはり関係課等と、よりまた密な相談をしていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに考えています。

○佐藤雅司委員 関係課と密じゃなくて、監査事務局から指摘されるまでそうした——法律なんですね。法令、政令で決まっているということであれば、当然それは予算を組む段階からわかってなきゃいかぬわけですよ。そういうところをチェックする人はいるんですか、どうですかね、教育委員会の中には。そういう部署があるかどうか。

○東会計管理者 出納局でございますけれども、WTO案件の場合に、その対象が、情報機器とか印刷とかそういう、対象になる項目がございます。対象になる項目に該当する場合は、その一連の作業ということで、企画も含めて印刷までの関係で合わせて2,500万、24年3月までは3,000万ということで基準があって、その辺については、知事部局については出納局のほうで、その辺を年度始めの会計職員の研修等で周知徹底を図っているところでございます。

そういうことで、他の部局についても、そういうことが生じないように、今後さらに——関係機関との連絡会議を今設置しておりますので、そういったところで周知をしていきたいというふうに思っております。

○佐藤雅司委員 例えば、契約については私学文書課に全部回しますよね、知事部局だと。教育委員会も、もうもちろんそういうところは、例えば契約あたりは私学文書課に回してチェックをきちっとしていくと思うんで

すけれども——これは、契約にも該当せぬわけですけれども、そうした法令を、まさにコンプライアンスを遵守していくようなところの何というか、教育委員会はまた別な組織ですから、チェックするところがないと逆におかしいんじゃない。もちろん予算は別ですよ。何かちょっとそこ辺が不備があるのではないかなという気がするんですけれども、そこはどうですか。

○田中教育政策課長 今、法的な問題ということでございましたが、教育政策課につきましては、いわゆる文書課の役割、法令関係のチェックというのは、私ども教育政策課の広報・情報班というのがございまして、そちらでいろんな、法的なチェック等をやっております。

今回のものにつきましては、特に原課のほうで、これは企画の分野だということで、特定の対象でないというところの考えのまま行かれていますので——私どもでは、そのような法的な問題、法律上の解釈問題等の相談があれば乗っているところでございまして、教育庁の中としては、私どものほうで所管しているところでございます。

○佐藤雅司委員 ちょっと食い下がって申しわけないんですけれども、じゃあそういうところの連携が部内でとれてなかったということではよろしいですか。わかりました。

じゃあ、もう1点。実は「熊本の心」ですね。これは「心」と漢字で書いてありますけれども、「こころ」じゃなかったかな。細かいことだけど。「心」でいいんですか。まあ、それはいいんですけれども、これの活用をどれくらいやっているのか。ただ、皆さん方が、例えば校長会だとか教育委員会何か会議で説明している、そういう話じゃありませんよ。そんなのは別です。現場で実際に活用しているという調査はされていますか。ど

なたか、どうぞ。

○緒方義務教育課長 「熊本の心」の活用でございますが——この年間計画の中に位置づけているのは、100%位置づけてあります。それから、地域や保護者に公開授業をこれを使ってやったというのが、1学期の段階ですけれども52校、それから今後公開予定が318校、等々の実施をしているところです。それから、校内研修をやりまして、研究授業をやる予定が273校で、実施したのが64校ということをやっているところでございます。

○佐藤雅司委員 私もぱらぱらと見たばかりですけれども、非常に内容としてはいいなというちょっと個人的なあれですけれども、そういう印象がありますので、今後とも——どうですか、活用をさらにさらに伸ばしていくという何か決意みたいなものがあればお伺いしたいと思いますけれども。

○緒方義務教育課長 今御指摘のとおり、非常にいいものができました。ことしも道德教育推進教師を集めまして、その活用の方法についての実践発表もしていただきましたけれども、来年度もそういう形で実践発表をしていただいて、各学校に、またその使い方、それとまた保護者、地域へのアピール、それから、今これは地域、保護者のほうも使っているということを聞いておりますので、そういうのを県のほうで、発表していただくようにしていきたいと思っております。

○佐藤雅司委員 よろしくお願ひしときます。

○重村栄委員 最初に、佐藤先生の今の発言で、「熊本の心」本当にいいものができていると思うので、活用をうんとやっていただきたいと、まずお願ひしときます。

ちょっと今から質問ですけれども、非常に小さなことで申しわけありません。

資料の30ページ、保健体育費、保健体育総務費ですね。不用額が出ていますが、この備考欄に「給与対象者が見込みより少なかったため」と。なかなか給与対象者が少なかったという言葉なんてめったに出てこないんですけれども、これは何か意図があるのか、意味合いがあるのかどうか、それをちょっと1つ。

それから、31ページの財産収入のところ、農業高校あたりで、物品の売り払い収入とそれから農業生産物の収入の実績増とかあるんですけれども、ここを分けてあるのはどういう違いがあるのか。それと、農業生産物の収入の実績がふえたと書いてありますが、これは最近、こういう傾向が強いのかどうか、少し中身がわかれば教えてほしいんですけれども。

○上川高校教育課長 お答えします。高校教育課でございます。

まず、保健体育総務費でございますが、この事業の中身は、そこにありますが、定時制高校の生徒のための夜食費でございますが、この給与対象者といいますのは、勤労学生でございます。この給与、夜食を受けます対象者につきましては、一定の基準を、基準といいますか、その要件がありまして、働いていること等の要件がございますので、その対象者が見込みよりも少なかったということを御説明しているところでございます。

それから、31ページの財産収入のところでございますが、農業高校における物品と生産物を分けておりますことにつきましては、物品、例えば同じ牛を出荷しますにしても、肉牛として出荷します場合には、これはもう生産物になりますが、例えば乳牛を、一定の生産をし終えて廃棄します場合には物品となります。そういう違いでございます。例えば牛

でありましたら、これは牛も鳥も豚もあるわけですけれども、本来の製品として出荷する場合とそれから用途が済んで廃棄する場合を分けてございます。

それと、生産物がふえている状況につきましては、これは年度ごとに、その出荷数によって変動がございます。上昇傾向にあるとか、あるいは上昇傾向が続いているということではありません。たまたま出荷が多かったときにはこのようになります。そういうことでございます。

○重村栄委員 農業生産物、よく生徒さんたちがいろんなスイーツをつくったとか何か、盛んに最近ニュースとかで取り上げられていますよね。そういうのは、これにはカウントされるんですか。

○上川高校教育課長 生産物を販売しました場合には、全てこの中にカウントしてまいります。

○重村栄委員 そうなのというのは、最近ふえているんじゃないんですか。よくニュースとかで、耳にする、目にする機会が多いんですけれども、何かふえているのかなと思うんですが、そうでもないんですか。

○上川高校教育課長 農業高校では、いろんなプロジェクトを組みまして、イチゴの品種でありますとか、あるいはさまざまな農生産物については工夫を凝らしながら、これは食品加工もそうでございますが、もう全ての農業高校と言ってもいいんですが、いろんな工夫を凝らしながら販売をしております。ただ、単価はそれぞれ、例えばパンをつくらなくてもそんなに上がるわけではありませんので、大きく価格に反映しているかどうかというのは少し研究させていただきたいと思いますが、ともかく工夫は、農業高校は非常に

一生懸命今取り組んでおるところでございます。ありがとうございます。

○重村栄委員 わかりました。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○浦田祐三子委員 37ページと附属資料が11ページです。スクールカウンセラーの件についてお尋ねをします。義務教育課ですか。

これは条件を満たさなかったために返還をされたということだったんですけれども、この条件が何だったのかということ、平成18年1月に債務者が刑事事件で逮捕されたとありますけれども、どういったことをされて逮捕されたのか、お尋ねします。

○緒方義務教育課長 まず最初、この該当スクールカウンセラーが臨床心理士の資格等を持っているということで来まして、本課のほうでも臨床心理士会に確認をして任用したわけなんですけれども、後日、県の臨床心理士会から無資格であるという連絡を受けたということから、こういうことにしております。

逮捕された内容については、ちょっと刑事事件ということで、よろしくお願ひしたいと思っておりますけれども……。

○浦田祐三子委員 これはしばらくたってから気づかれたということですか、資格を持たれていないというのは。

○緒方義務教育課長 平成12年度から任用しております、平成13年6月に県の臨床心理士会から無資格であるという連絡が来しました。

○浦田祐三子委員 これは意図的にそういうことをされたんですか。資格を持たれていないとわかっていて来られたわけですね。

○緒方義務教育課長 本人自身は無資格ではないんじゃないかということで来たんですけども、実際調べてみると、臨床心理士の資格を持ってなかったということで……。

○井手順雄委員長 もっと明確に答弁をお願いします。

○緒方義務教育課長 この事案が発生したときに県警とも相談してやっているわけなんですけれども、この告発について協議しておりますが、このときにあったのが、学歴詐称は悪質だが、無資格だったことについては故意ではないので、職歴については事実、これは虚偽と立証することは極めて困難ということになります。弁護士とも相談した結果、このような返還を求めるといふことにしてあります。

○浦田祐三子委員 資格というのは、ある程度何らかの経緯を経て取られるものだと思うんですけれども、何というんですか、証明するようなものはなかったんですか。

○緒方義務教育課長 これは本人の申し出を受けまして、先ほどちょっとお話ししましたけれども、うちのほうで臨床心理士会のほうに確認して、それから本人自身も平成12年5月に県の臨床心理士会に入会申し込みを提出し、臨床心理士認定番号も記載しているところでございます。ところが、その中の、その後の経緯はちょっと今はわかりませんが、県の臨床心理士会が調査したのか、その後、平成13年6月に無資格であるという連絡を受けて発覚したということになっています。

○浦田祐三子委員 1回は、資格を持たれているということで確認がとれているわけですね。その後に、実は資格がなかったんだというのが来ているということとは——その辺が何

か曖昧でちょっとよくわからないんですけども、その辺をきちんとすべきじゃないかなと思いますし、また、あとかなり年数がたっていると思いますけれども、昨年、分納誓約書と納入計画書を出されているということですからけれども——8万円返ってきた。これ全部返すのに、このまま行けば60年ぐらいかかるんじゃないかなと思いますけれども、これしっかり対応していくべきだと思いますけれども、どういった計画になっているんでしょうか。

○緒方義務教育課長 今、平成24年度は月3万3,000円納入してありますので、年間いくと40万弱、10何年かかるということになります。

○浦田祐三子委員 先ほどの採用の際の件と、また、残りの返還についてもしっかり頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

○井手順雄委員長 ほかに。

○池田和貴副委員長 監査結果公表事項が、かなり教育委員会の場合には多いんですが、この中で、例えば(1)の備品の管理についてですとか、あと(4)の物品購入代金の過年度支出とか、(6)行政文書の管理ですね。こういったものについては、例えば備品の管理等については、不適正経理があった後でもあったことから厳重にやらなければいけないところが、やはりこういった形で出てきたということは重く受けとめる必要があると思うんですが——これは、組織的に再発防止をするのは当然なんですけど、しかし、組織でやるということは限界もあって、やはり個人個人がそれを申告しなかったことによって発覚がおくってしまったとかということもあるのだと思うんですね。

そういった意味では、懲罰規定ですとか、懲戒規定があって、こういうことを起こした人にはやはり重点的に指導をやって、同じミスが個人が起こさないような手続も必要だと思うんですが、ここに書いてあることで、その懲罰とか懲戒とかの規定にあって指導されるようなところはあるんでしょうかね。それは、教育政策課にお伺いをしたいんですけども。

○田中教育政策課長 幾つかある中の一つがうちでございますけれども、このデジタルカメラの紛失につきましては——このデジタルカメラ、それから一眼レフカメラ、それからレーザーポインターとかいろんなもの、課の共有備品もしくは教育庁内の共有備品ということで、台帳に記載すれば誰でも使えるというところでキャビネットの所定の棚に置いていたものでございます。

これにつきましては、23年度当初に、次に使おうとしたときに、ちゃんと台帳には書いてあって戻ってきているはずなんだけれどもないというところで、教育政策課もしくは教育庁全体もしくは異動した人も含めて調査をしたところでございまして、記載漏れとか誰かが借りたままではないのかなというところで捜したところでございます。

結果として、何カ月たっても出てこないというところで亡失処理をしたところでございまして、今回につきましては、会計規則に基づく亡失届というのを提出いたしまして、その当時の物品管理者、それから使用責任者につきましては、教育長が厳重注意処分という形でやったところでございます。

懲戒規定につきましては、ございますけれども、これは紛失した職員ということで特定できれば懲戒ができるんですけども、今回の私どもの例の場合は、誰が紛失したという当事者がちょっとわからないという中で、そのような対応をしたということで、厳重注意

処分という形でやったところでございます。

それから、それ以外のものにつきましては、知事部局と同様に懲戒処分の規定がございますので、これに照らし合わせながら、必要なものは、事務局職員については処分等の対象の検討はしながら進めているところではございます。

○池田和貴副委員長 わかりました。そういう形で、執行部でも同じような手続をされているんだというふうに聞いておりますが——大多数の人はきちんと守ってやっていっている。もちろんケアレスミスもあると思います、人間ですから間違いあると思いますが、同じ間違いを起こさないようにきちんと管理をしていって、ある意味同じミスを起こす人には、やはり徹底的にと言ったら言い方がおかしいですけども、重ねて指導を行うなり、そういったことで再発防止も防げる部分もあるんじゃないかと思っておりますので、そこをよろしく願いを申し上げたいと思います。

特に、行政文書の管理については、(6)については、もしかしたら改修工事の施工伺い及び支出負担行為に係る書類、この辺の方針伺いあたりは、今後いわゆる公文書を残していくときには、公文書館なんかに残していくには、この施工伺いとかそういったものは多分残していくべき書類に当たるんじゃないかというふうに思うんですね。そういった意味では、書類も、重要なものもありますので、これはきちんと対応していただくようお願いをしたいと思っております。

もう1点、済みません、よかですか。

これは施設課なんですけれども、この附属資料の2ページに繰り越しの事業調べが書いてあるんですが、例えば土木とか農林の場合の一つ一つの事業に対して繰越明許がされているんですが、ここの繰越明許だと、全体の枠に対して繰越明許が書かれていて、どの案件かというのがこの文書からはちょっと見え

ないのがあるんですね。人吉高等学校ほか13校で現在の進捗状況80%ですから、このうちの13件のうちの1つに該当するのか、それとも2つに該当するのか、3つに該当するのか、この辺がちょっと不明確なので、この辺は、多分作成する際にもう少し丁寧に資料を作成してわかるようにしとったほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがですかね。

○後藤施設課長 おっしゃるとおりで、本来は案件ごとに書くべきでございますけれども、ちょっと件数が多いでございますので、こういう形で書いております。もう、例年こういう形で書いておきまして、現在の進捗状況については、現在の発注率とか、そういうものを全体に出して、平均的なものを出して、こういう形で整理したということでございます。

○池田和貴副委員長 これは決算委員の皆さん方がどうお考えになるかもそうなんですが、審査する側とすれば、もう少し丁寧に資料データを出してもらったほうが審査しやすいので、その辺は、済みません、どうぞよろしく願います。

○田崎教育長 今の御指摘を踏まえて、この点については工夫をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○井手順雄委員長 ほかに。

○荒木章博委員 最後、4つだけ。簡単に、わかる範囲内で教えてください。

義務教育の食育のことで、38ページの学校栄養職員というのが、国の動向で栄養教諭ということで変わったと思っただけです。そういったところで、今の配置状況、そこをちょっとお尋ねしたい。

もう1点は、17ページの永青文庫、これは、今永青文庫に幾ら年間払っているのかということですね。それと、その永青文庫からどんな新しい分野で回していつあるのかということをお尋ねしたいと思います。

もう1点の3つ目は、社会教育課にお尋ねします。

県立図書館の蔵書ですよ。大体今どのくらいなのか、10万冊前後と聞いておりますけれども。そしてまた、これをどういうふうにふやしていくのか。今、図書というのが非常に叫ばれておりますから、入館料にもかかわってくるんだと思いますので、そこをお尋ねします。

4番目に、人事課にちょっとお尋ねします。

これは人事課かなんかわかりませんが、休職教諭ですね。これは大体どのくらいなのか。休職、今実際いろんな状況で休んでいる、その人たちの給料はどういうふうに支払いをされているのか。

その4点だけ、ちょっと簡単に言ってください。

○井手順雄委員長 学校人事課長、1番と4番について。

○柳田学校人事課長 栄養教諭の配置状況ですけれども、小中学校は今75名配置をしています。

休職者の数ですけれども、現在で68名休職をしております。給与の関係ですけれども、休職者については、休職して1年間は、本俸の8割を支給いたします。それ以後は無給になります。

○荒木章博委員 その休職の人はどこまで任期はあるんですか、休職の任期というのは、ずっと休職ですか。

○柳田学校人事課長 基本的には3年間で、本人と話をして……

○荒木章博委員 わかりました。

○井手順雄委員長 続きまして、文化課長。

○小田文化課長 文化課でございます。

公益財団法人永青文庫、東京のこれに対して年間850万円支払っております。

それから、御存じのとおり、県立美術館の2階に永青文庫の第1展示室、これを、永青文庫を常設展示できるように改修をいたしました。それと、外のほうに、本来ございます永青文庫の展示室がございます。この2つをあわせて、それぞれ年4回程度の企画展を行っております。24年度もその予定でございます。

○荒木章博委員 これは、細川知事になったときに200万を500万ぐらい上げたのかな、たしかね。知事が、自分でお父さんの財団にね。だから、一応850万になって、年間支払っているわけですから、県がですね。だから、やっぱりそういういいやつというか、国宝級とか重文級とかいろいろランクがあると思うんですよ。県文、重文、国宝、だから、そういうあたりもじゃんじゃんじゃんじゃん——やっぱり850万払っているわけですから、県民の税金を。だから、やっぱりそういうのは積極的に県立美術館に——入館が違ってきますよ、国宝が来ますとね。そういうところを積極的に対応していただきたいと思っております。

○石川社会教育課長 県立図書館の蔵書数は、今91万点弱ですね。年間の図書の購入については、大体1万2,000冊から3,000冊ぐらいという形です。

○荒木章博委員 これは、大体1万ぐらい図書はふやしていつているということですね。専門分野的に言うと、大体どういった形のところが多いですか。

○石川社会教育課長 まず、図書の購入についてですが、購入しますが、一方で廃棄するものもありますので、単純に1万冊ずつふえていくわけではございません。ただ、一方で、今、図書館全体で100万冊ぐらいしか所蔵できないと言われているので、少し今厳しい状況になっています。どんどんふえていきますので、厳しい状況にはなっておりません。

それから、ちょっと今、図書の分布と申しますか、傾向については、済みません、資料を完全に持ち合わせていないのですが、例えば市立図書館などと比べますと、県立図書館の特徴としましては、古文書の類が多いというのは特徴かと思えます。また、一般図書については、例えば人気の小説などについては、市立図書館なんかは、例えば人気の小説を10冊ぐらい買って人気に応えるというようなことをやりますが、県立図書館では、基本1種類1冊しか買わないというのが特徴かなというふうに思えます。

○荒木章博委員 図書館内でいろんな講演をして、図書を読もうということで取り組んでおりますけれども、中には、本当にこの人は講師として適任かなと思うような人も中にはおりますので、そういったところもちょっと考えながら、よく吟味していただきたいと思えます。

最後に、委員長、教育長にお尋ねをしたい。新しい教育長さんですから。

今、私が最初に言ったスポーツの強化ということで国体、やっぱり熊本県の体育協会も御努力されて、県のスポーツ強化ということに取り組んでおりますので、教育長のひとつ

それに対するお考えをちょっとお尋ねしたい、最後をお願いしたいと思います。

○田崎教育長 スポーツの振興につきましては、私も、ことし就任しまして、インターハイでありますとか、国体でありますとか、開会式を中心でございますけれども、参加させていただき、応援も幾つかさせていただきました。非常に、やはり荒木委員おっしゃるように、スポーツを通じて県民に元気を与えられるといいますか、県民が元気になるというような視点がございまして、私としても、スポーツ振興——予算については、これは知事部局へ要望してしっかり取っていかねばいけませんけれども、しっかりスポーツ振興が果たせるように、私ともしっかり頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。

○荒木章博委員 さっきもちょっと申しましたけれども、小中高、成年まで含めた一貫教育ですね。一貫スポーツ教育の中のやっぱり一つの部署として、しっかり今後取り組んでいただきたいと、かように思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○井手順雄委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井手順雄委員長 ほかになければ、これで教育委員会の審査を終了いたします。

次回の第7回委員会は、11月5日月曜日午前10時に開会し、午前に警察本部と各種委員会等、午後から環境生活部の審査を行うこととしております。よろしくお願いたします。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時43分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
決算特別委員会委員長